

愛知県廃棄物処理計画 (愛知県食品ロス削減推進計画)

(2022 年度～2026 年度)

(素案)

2022年 月



目 次

第1章 計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画期間・目標年度	6
4 計画の対象	6
第2章 廃棄物処理の現況	7
1 背景	7
2 一般廃棄物（ごみ）の現況	8
3 産業廃棄物の現況	15
4 計画目標の進捗状況と課題	32
第3章 廃棄物処理の目標	43
1 目標設定の考え方	43
2 計画目標	44
第4章 施策の展開	48
1 施策の方針	48
2 具体的施策	49
施策1 3Rの促進	49
施策2 適正処理と監視指導の徹底	53
施策3 廃棄物処理施設の整備の促進	57
施策4 非常災害時等における処理体制の構築	59
施策5 循環ビジネスの振興	61
施策6 プラスチックごみ削減の推進	64
施策7 食品ロス削減の推進	66
第5章 愛知県食品ロス削減推進計画	67
1 計画の策定	67
2 食品ロス発生の現況	69
3 計画の目標	80
4 施策の展開	81
5 計画の推進	89
第6章 廃棄物処理計画の推進	92
1 各主体の責務・役割	92
2 計画の進行管理	95

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

(1) 経緯

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、1973年から6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきた。その後、2000年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を4次にわたり策定し、施策を推進してきた。

前計画期間（2017年度～2021年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、最終処分量の削減など一定の成果を上げることができた。

一方、一般廃棄物、産業廃棄物の再生利用率は、2012～2013年度をピークとして減少の傾向を示しており、計画の目標値を下回る見込みであり、今後の施策のあり方について、見直しを含めた検討が必要である。

また、近年社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロス削減に向けた施策を検討していく必要がある。

(2) 廃棄物処理に関わる情勢、課題

前計画を策定した2017年以降の廃棄物処理に関わる情勢及び課題は次のとおりである。

ア 持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っており、SDGsの達成のためには、社会を変革することが重要であると示している。

企業、NPOなどでは、既にSDGsの達成に向けた取組が進められており、例えば、企業では、事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決（社会価値）と企業の利益（経済価値）を同時実現する共有価値の創造（CSV）という考え方が広まっているほか、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資が拡大している。今後の環境施策においても、経済・社会面との関係性も考慮し、環境問題はもとより経済・社会的課題も統合的に解決するというSDGsの考え方を取り入れる必要がある。

廃棄物処理に関連する主なSDGsのゴール



イ 循環経済への転換

市場や社会からの環境配慮要請の高まりやSDGsの策定等により、持続可能な発展に向け、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を図ることの重要性が高まっている。

ウ プラスチックごみ問題

環境中で分解され自然に還ることがほとんどないプラスチックごみ等による地球規模での海洋汚染が深刻化している。特に5mm以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されている。こうした世界規模でのプラスチックごみ問題に対して、2019年5月に国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「3R + Renewable」を基本原則とともに、消費者のライフスタイルの変革の促進の一環として、2020年7月にレジ袋の有料化を義務づけた。さらに2021年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が成立し、今後プラスチックごみ削減に向けた一層の取組強化が求められている。

エ 食品ロス問題

まだ食べられるのにも関わらず捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」の発生は、食品が無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながり、家計負担の増加や、廃棄物処理に係る地方公共団体の財政支出の悪化、CO₂排出量の増加による気候変動への影響も懸念されている。本県では、2017年3月に「食品ロス削減に関する府内連絡会議」を立ち上げ、関係部局の協力により全庁を挙げてこの問題に取り組んできたところである。また、2019年10月には「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくことが求められている。

オ 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換

2019年12月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、2020年3月には世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と宣言するまでに至った。新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させた。

環境面においては社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴うCO₂排出量の大幅な減少や、大気汚染の改善につながる一方、衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加や巣ごもりによる家庭ごみの増加が懸念されており、感染症対策と環境対策の両立を図っていく必要がある。

こうした廃棄物処理に関する情勢変化や課題がある中、県民・事業者・市町村等との連携・協働のもと、SDGsの考え方を取り入れ、環境・経済・社会の調和のとれた循環型社会の実現に向けた取組をより一層進める必要がある。

トピックス

サーキュラーエコノミー (Circular Economy : 循環経済)

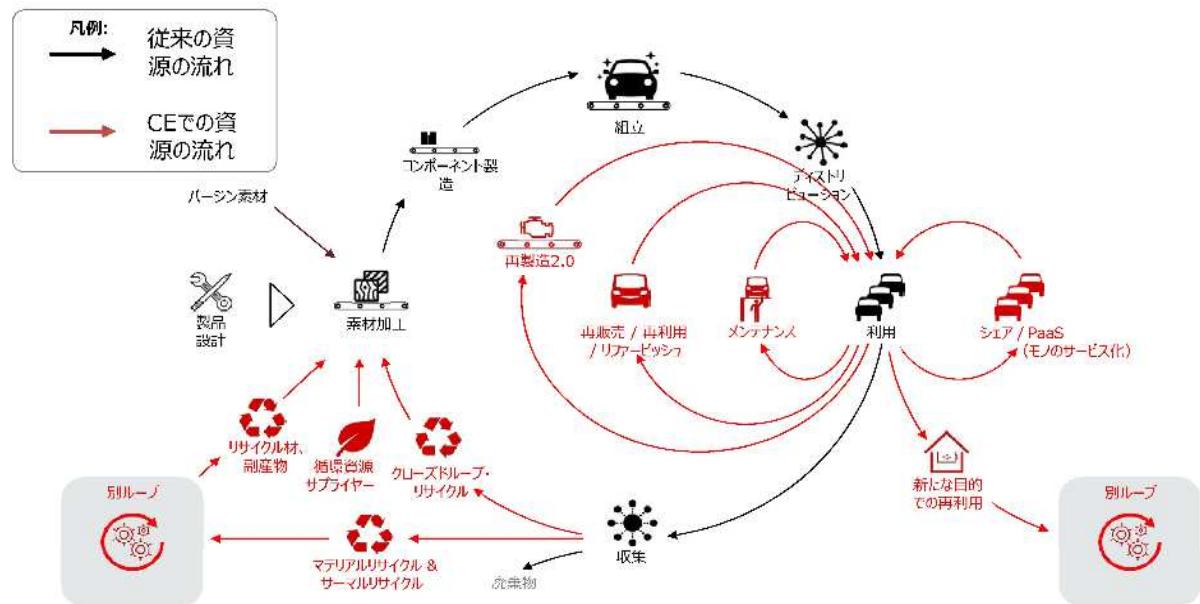
サーキュラーエコノミーとは、製品の製造から消費・リサイクルまでの各段階で資源投入量と廃棄物排出量を可能な限り小さくする経済の仕組みのことである。

従来の廃棄物の発生抑制や再資源化を中心とした「3R」の取組に加え、廃棄物を出さない設計により、一度採取した資源から「作って、使い」、「作り続ける」システムに移行することで、脱炭素社会や、自然共生社会の実現を図るとともに、事業活動の持続可能性を高め、経済成長に寄与するものである。

2021年1月に国と経団連が「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を立ち上げ、官民連携によるサーキュラーエコノミーの取組加速化を図っている。

サーキュラーエコノミーの考え方を踏まえた具体的な取組として、「リサイクルしやすい製品」や「製品の長寿命化」などエコデザイン製品・サービスの設計など、製品の設計段階からサーキュラーエコノミーの取組が行われているほか、車等のシェアリングサービスもサーキュラーエコノミーの考え方によるもので、今後、様々な分野で取組が広まっていくものと考えられる。

概念図



出典：循環経済ビジョン2020（経済産業省）

(3) 基本的な方向

以上のような本県における廃棄物処理を巡る課題等を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、循環型社会の形成を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

具体的には、一般廃棄物（ごみ）の分野では、県民一人一人が取り組みやすい目標を設定することなどにより、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進する。

また、社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロスについて、普及啓発等を通じて、県民、事業者、行政が一体となった削減に向けた取組を促進する。

循環ビジネスの振興支援においては、製品を利用・廃棄する静脈側の事業者を中心に支援を行ってきたが、今後は、設計・製造の段階におけるリサイクルや廃棄物削減を推進する必要があるため、動脈側の事業者にも支援を拡充していく、サーキュラーエコノミーへの転換を進めるとともに、社会的な問題となっているプラスチックなどを循環利用する新たなビジネスモデルの構築を目指していく。

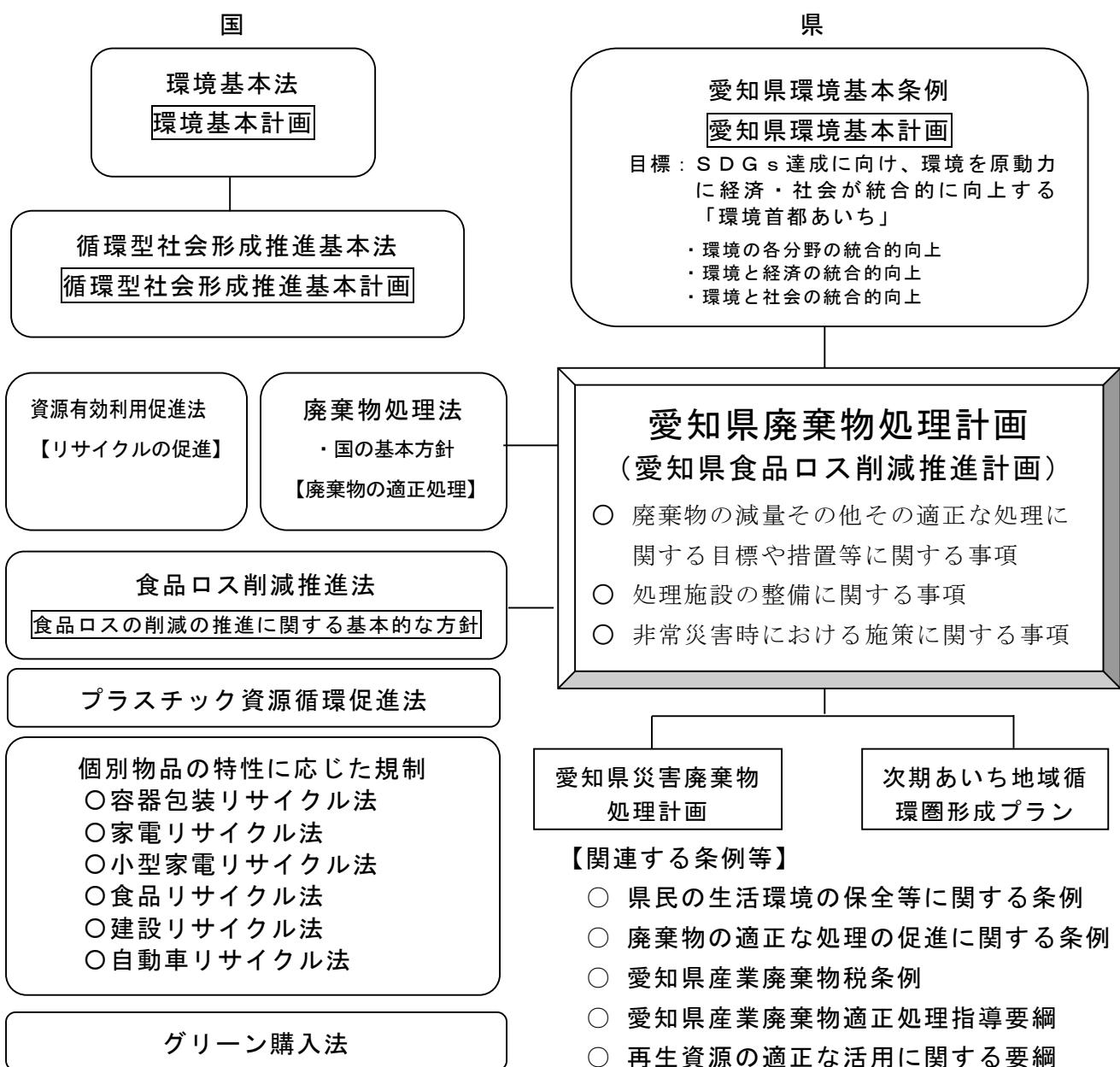
さらに、本県は歴史的に見てもしばしば大地震に襲われており、また、近年では、異常気象による台風の大型化等に伴う水害や、南海トラフ地震等により、大きな被害が予想されることから、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の構築・強化に努める。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法（平成5年法律第91号）で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。

また、本計画を食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が「食品ロスの削減に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）」を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置付ける。



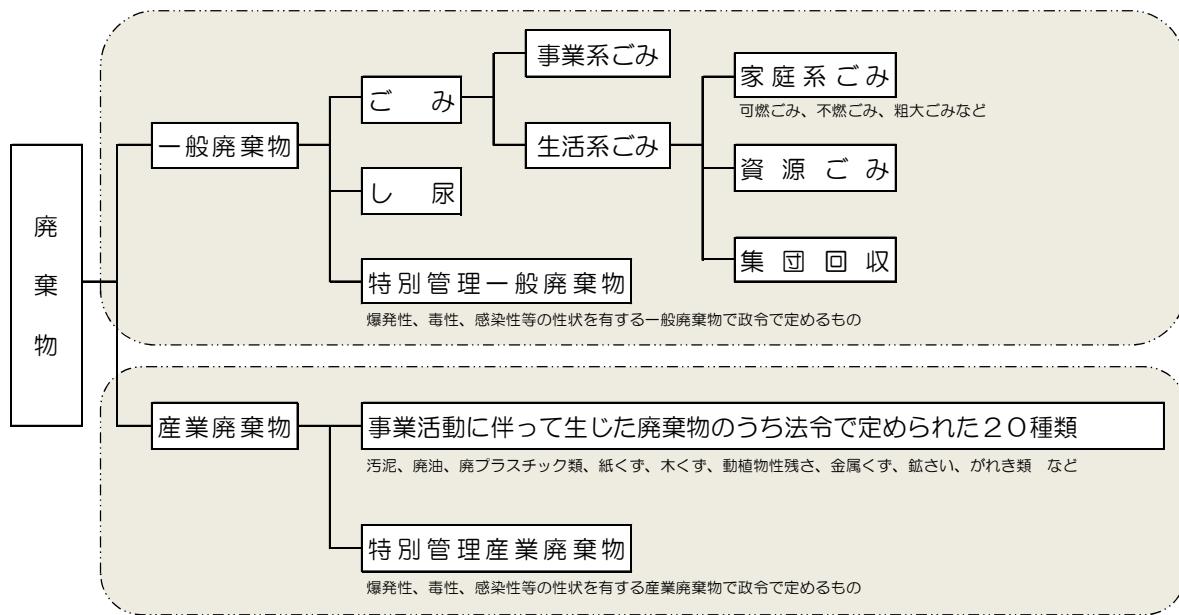
3 計画期間・目標年度

この計画の期間は、2022年度から2026年度までの5年間とし、2026年度を目標年度とする。

また、2026年度の目標値の設定にあたり、基準にする数値は原則として2019年度の実績値とする。

4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。



第2章 廃棄物処理の現況

1 背景

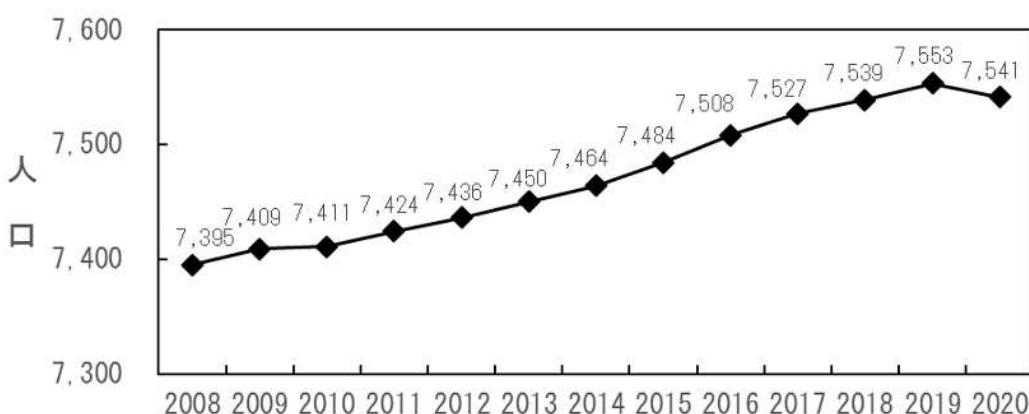
(1) 人口

人口の変動は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増減の要因となる。

2008年以降の本県の人口の推移をみると、2019年までは毎年増加していたが、2020年は減少に転じている。

2020年の本県の人口は754万1千人であり、2014年の746万4千人に比べ6年間で1.0%増加している（図1）。

図1 人口の推移



資料：2020年愛知県人口動向調査結果年報をもとに作成（愛知県環境局）（年）

(2) 産業構造の特徴

2020年の本県の製造品出荷額等は、全国の14.9%を占める47兆9,244億円であり、日本を代表する産業県である。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が55.6%と最も高い（表1）。

表1 業種別製造品出荷額等の構成比（2020年）

区分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	55.6%	21.1%
鉄鋼業	5.0%	5.5%
電気機械器具製造業	5.8%	5.7%
生産用機械器具製造業	4.8%	6.5%
食料品製造業	3.6%	9.3%
プラスチック製品製造業	3.5%	4.0%
金属製品製造業	3.5%	4.9%
その他	18.2%	43.0%
総額 (総額の全国に占める割合)	47兆9,244億円 (14.9%)	322兆5,334億円

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：2020年工業統計調査（経済産業省）

2 一般廃棄物（ごみ）の現況

（1）一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

2019年度のごみの総排出量は253万7千トンであり、2014年度の255万1千トンに比べ0.5%減少している。

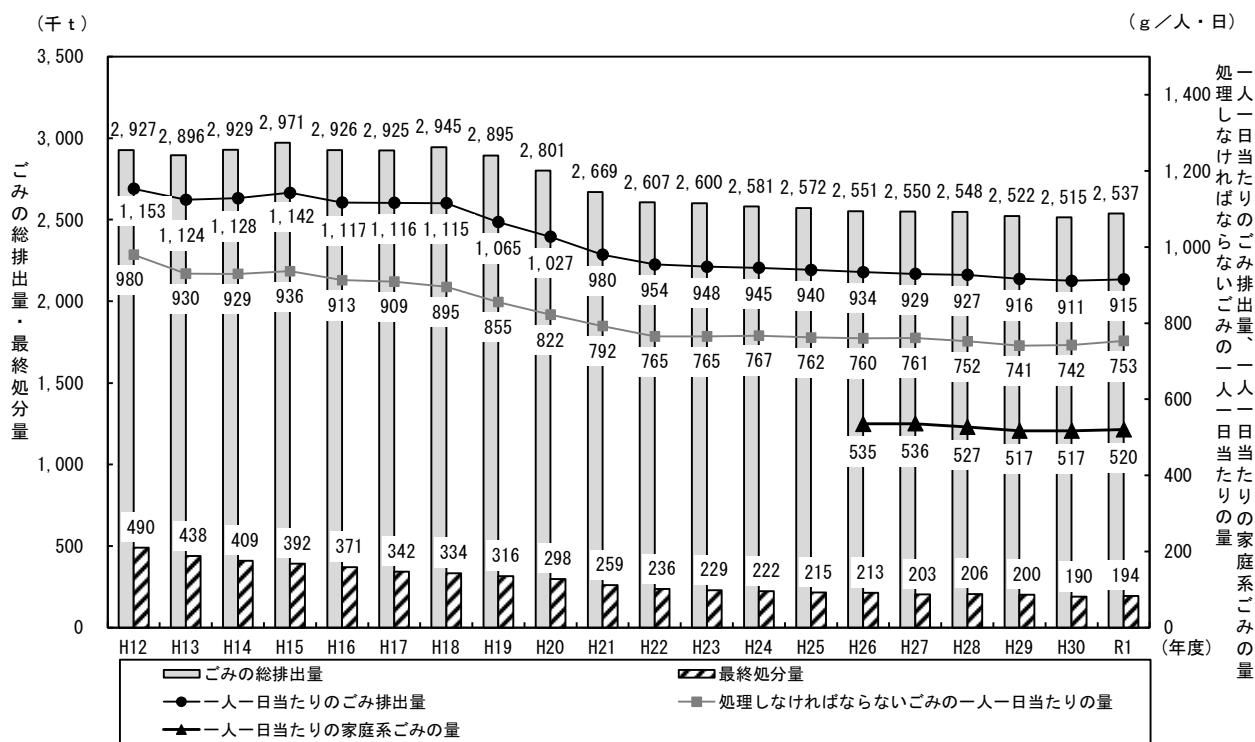
ごみの一年間の総排出量を一人一日当たりに換算（以下「一人一日当たりのごみ排出量」という。）すると、2019年度は915gとなり、2014年度の934gに比べ2.0%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日当たりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。）すると、2019年度は753gとなり、2014年度の760gに比べ0.9%減少している。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日当たりに換算（以下「一人一日当たりの家庭系ごみの量」という。）すると2019年度は520gとなり、2014年度の535gに比べ、2.8%減少している。

2019年度の最終処分量は19万4千トンで、2014年度の21万3千トンに比べ8.9%減少している（図2）。

図2 ゴミの排出・処理状況の経年変化



注1：「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

注2：「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりに換算した値をいう。

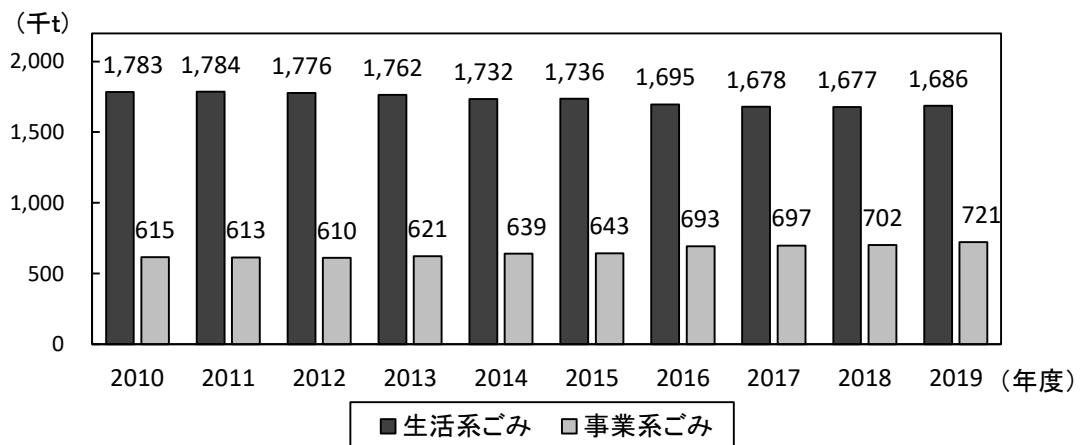
注3：「人口」の定義について、2007年度から2011年度までは外国人登録人口を含めている。

注4：数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

資料：愛知県

2019 年度における、生活系ごみの収集量は 168 万 6 千トン、事業系ごみの収集量は 72 万 1 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 70.0% を占めた。2014 年度と比較すると、生活系ごみは 2.7% 減少しているが、事業系ごみは 12.8% 増加している。(図 3)。

図 3 ゴミの収集量の経年変化

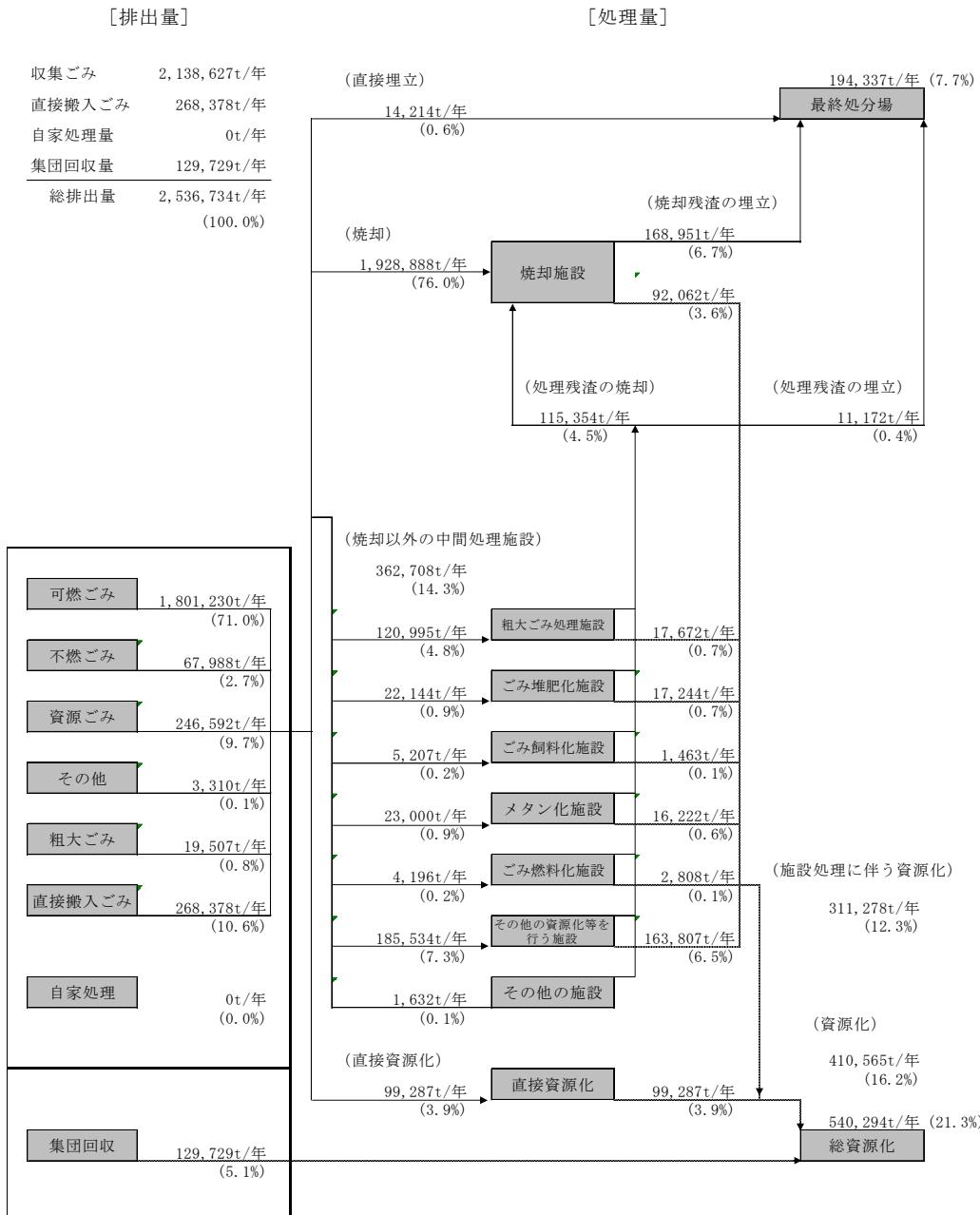


生活系ごみ：家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど）、資源ごみ、集団回収量の合計

資料：愛知県

ごみ処理の流れは、図4のとおりであり、2019年度中に収集されたごみ213万9千トンと直接搬入されたごみ26万8千トン、集団回収量13万トンの総量253万7千トンが1年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが54万トン、埋立処分されたものが19万4千トンであった。

図4 ごみ処理の流れ（2019年度）



注1：「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量

注2：収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。

注3：「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。

注4：収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

注5：()は総排出量に対する割合を示す。

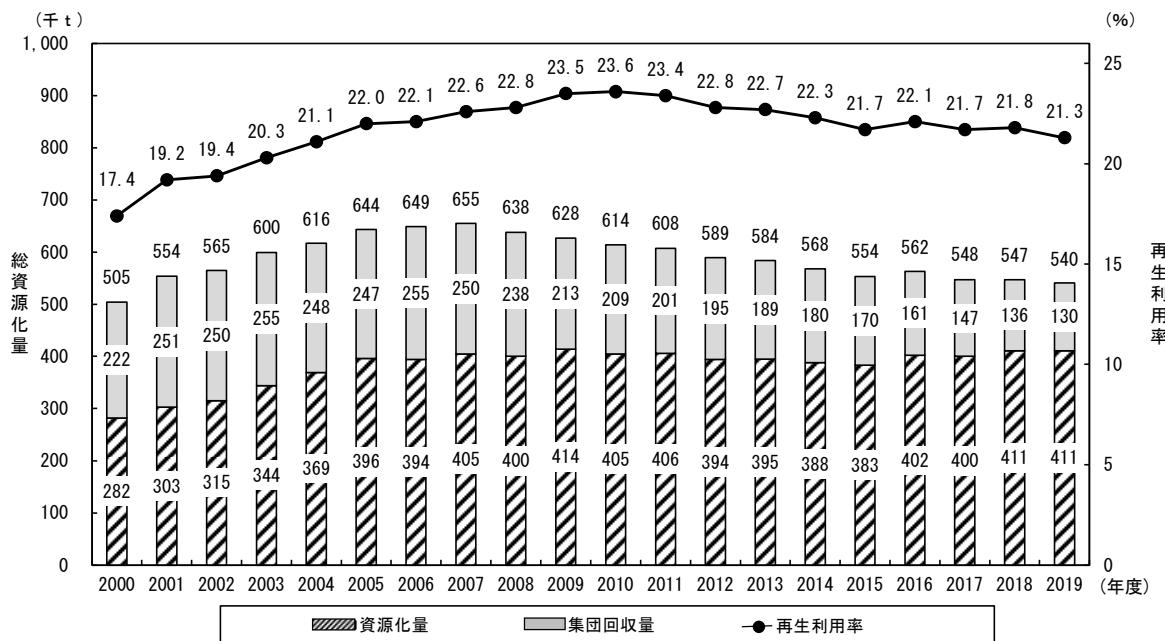
資料：愛知県

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた2019年度の総資源化量は54万トンで、2014年度の56万8千トンに比べ4.9%減少している(図5)。

また、2019年度の再生利用率は21.3%であり、2014年度の22.3%と比べ、1.0ポイント減少している。

図5 総資源化量と再生利用率の経年変化



注1：「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

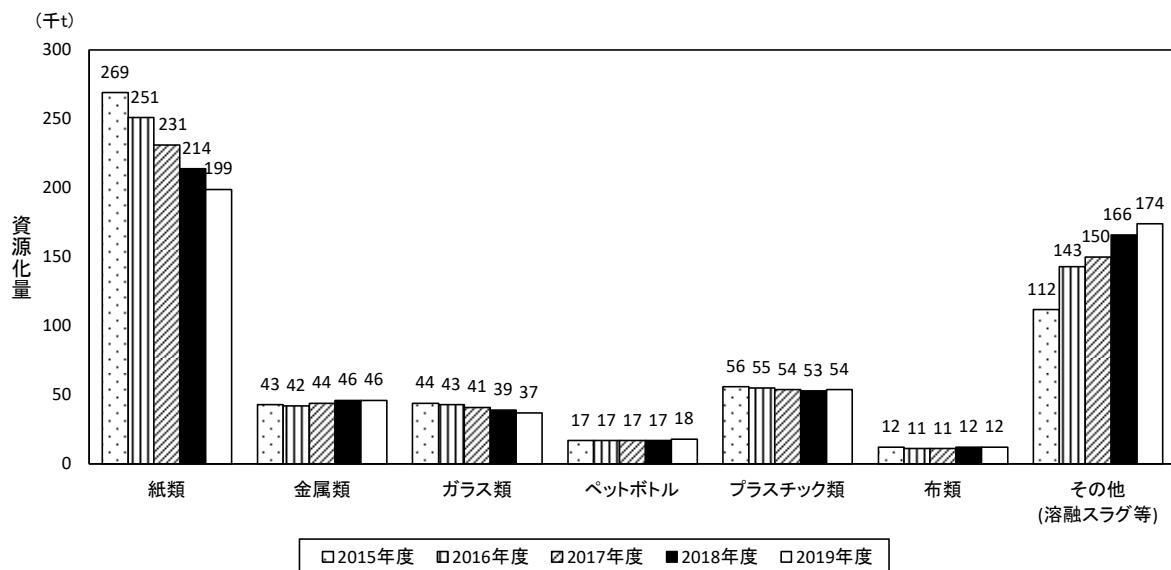
注2：「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

注3：「再生利用率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
資料：愛知県

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、2019年度の総資源化量の内訳は、紙類19万9千トン、金属類4万6千トン、ガラス類3万7千トン、ペットボトル1万8千トン、プラスチック類5万4千トン、布類1万2千トン、溶融スラグや肥料等、その他17万4千トンとなっている(図6)。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少やIT化の影響で、紙の消費が減っていることにより近年減少傾向にある一方で、溶融スラグやセメント原料等、他の資源化が増加傾向にある。

図 6 資源化の状況



資料：愛知県

(3) 一般廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

2019年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数は97である。その内訳は焼却施設が36、ごみ燃料化施設が1、粗大ごみ処理施設が20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が39（うち堆肥化施設が5）、その他（破碎処理）施設が1となっている（表2）。

表2 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（2019年度末現在）

区分	施設数	処理能力	備考
焼却施設	36	11,397.5t/日	ほかに4施設休止
ごみ燃料化施設	1	691.7t/日	ほかに1施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,175.4t/日	ほかに1施設休止
資源化施設	39	749.5t/日	39施設のうち5施設が堆肥化施設、ほかに1施設休止
その他施設	1	67.7t/日	破碎処理
合計 (2014年度末)	97 (97)	14,081.8t/日 (11,467.6t/日)	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

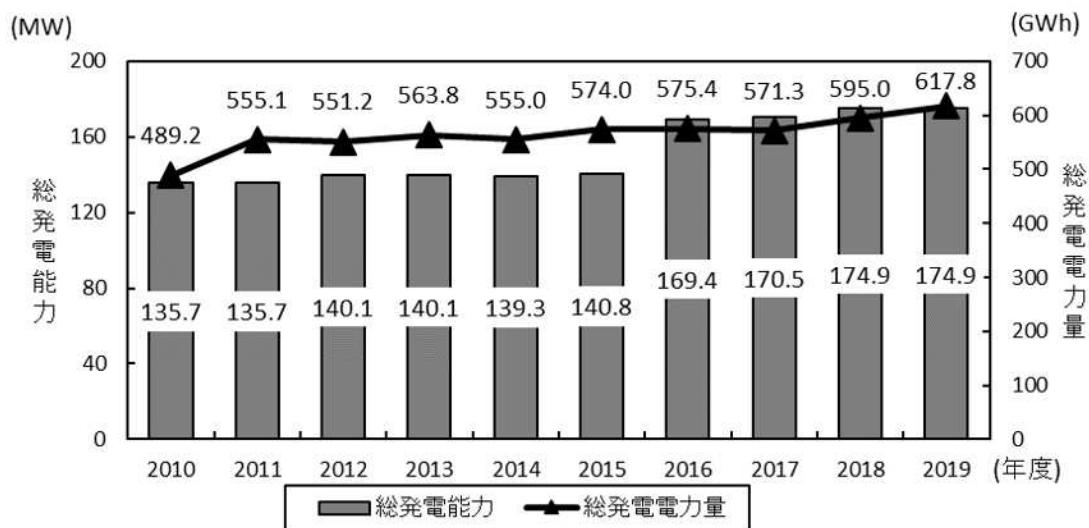
資料：愛知県

イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

2019度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力^{*}は174.9MW（発電設備を有する26施設の合計）で、総発電量は617.8GWh（発電実績のある24施設の合計）となっている。総発電能力は、2014年度の139.3MWに比べ25.6%増加している。総発電量は、2014年度の555.0GWhに比べ11.3%増加している（図7）。

※ 総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

図7 焼却施設におけるごみ発電の状況

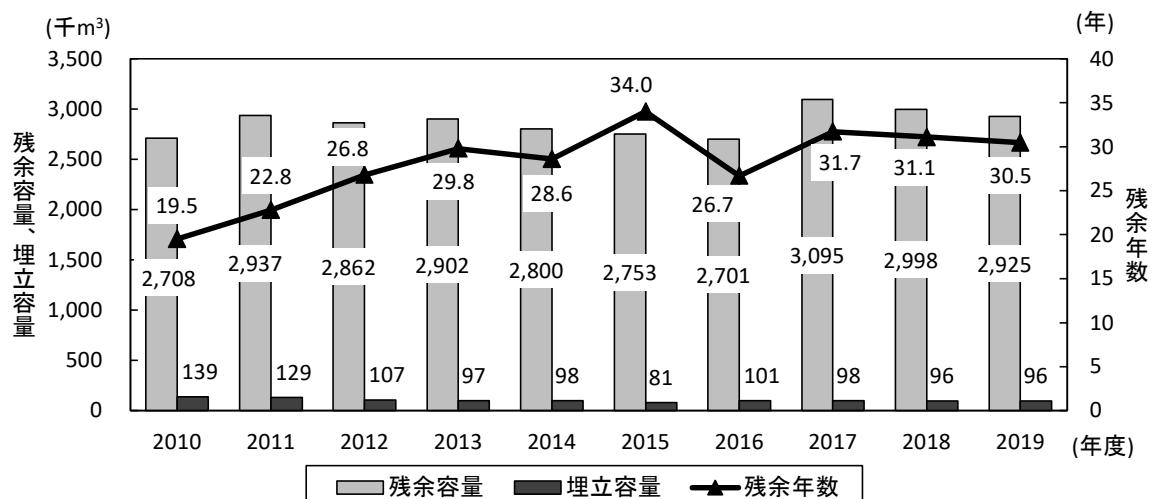


資料：愛知県

ウ 最終処分場の状況

2019年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は83（休止、埋立終了を含む。）で、残存容量は292万5千m³である。これを2019年度の埋立容量9万6千m³で除した値（残余年数）は30.5年となり、2014年度に比べ2年程度増加した（図8）。

図8 最終処分場の残存容量、最終処分量、残余年数の経年変化



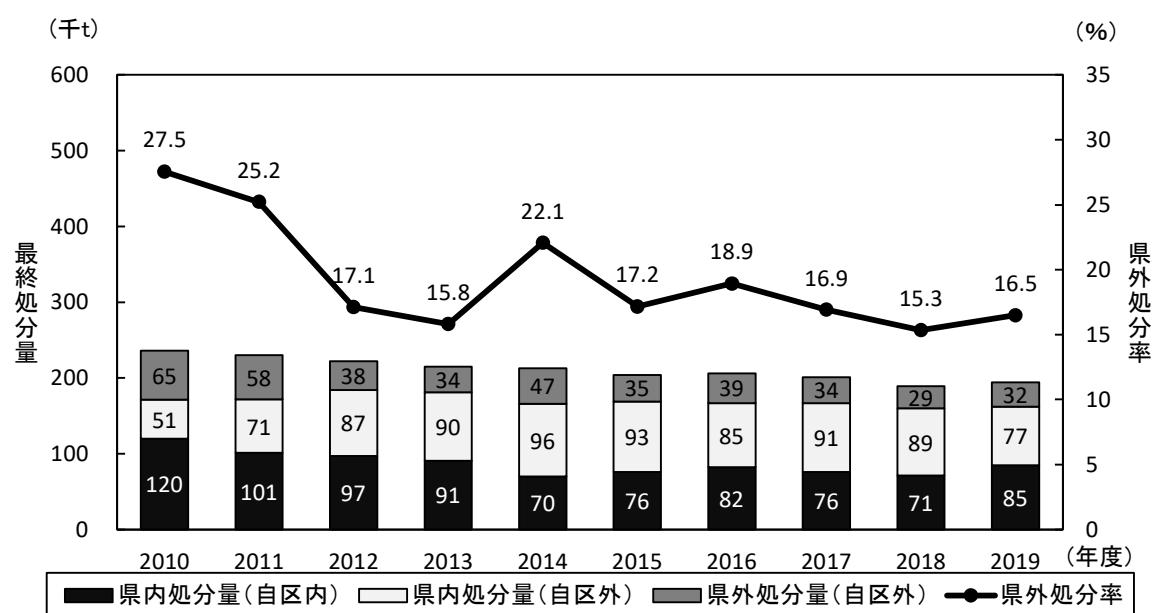
資料：愛知県

(4) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、2019年度の最終処分量は19万4千トンで、2014年度の21万3千トンに比べ8.9%減少している。最終処分量は、この10年で約2割減少している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は3万2千トンで、2014年度の4万7千トンに比べ31.9%減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある（図9）。

図9　ごみの最終処分量の経年変化



資料：愛知県

3 産業廃棄物の現況

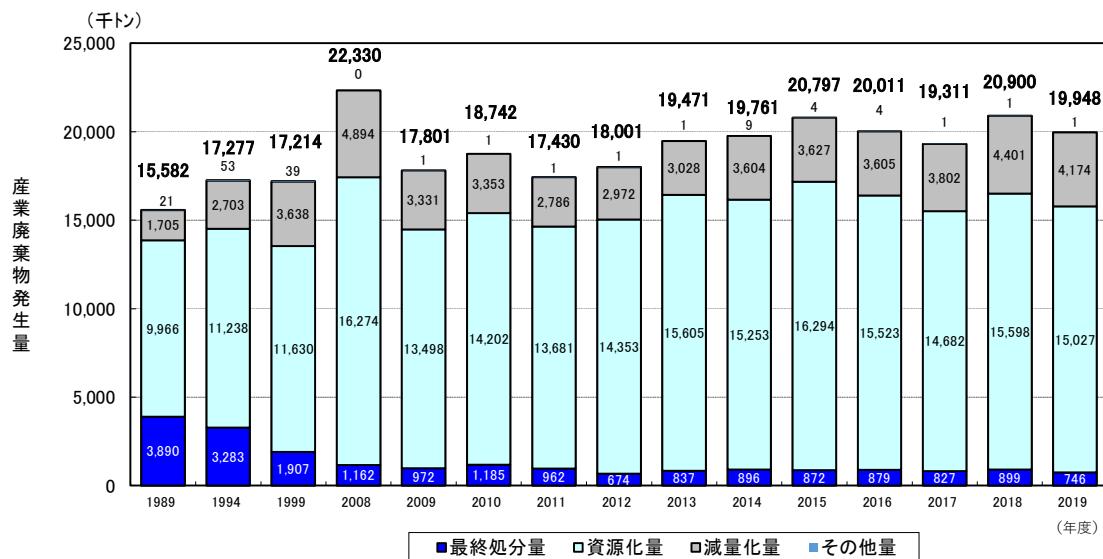
(1) 産業廃棄物の発生の状況

2020 年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の 2019 年度の発生量は 1,994 万 8 千トンであり、2014 年度の発生量 1,976 万 1 千トンに比べ 0.9% 増加している（図 10）。

発生量が 2009 年度で大きく減少した原因是、2008 年度に発生した世界的な経済低迷による生産活動への影響と考えられ、その後も東日本大震災による影響や、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受け、発生量が 1999 年度以前の低い水準で推移していた。その後、2013 年度以降は生産活動が活発となり、2,000 万トン前後で推移している。

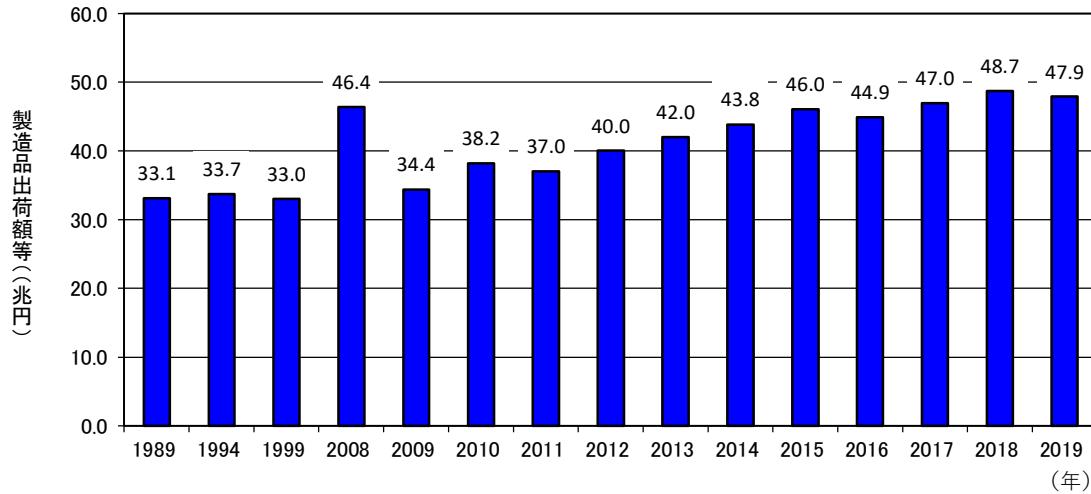
なお、2008 年度以降、本県の産業廃棄物の発生量の推移は、ものづくり県であることを反映して、製造品出荷額等の推移と類似する傾向にある（図 10 及び図 11）。

図 10 産業廃棄物の発生量等の推移



資料：愛知県

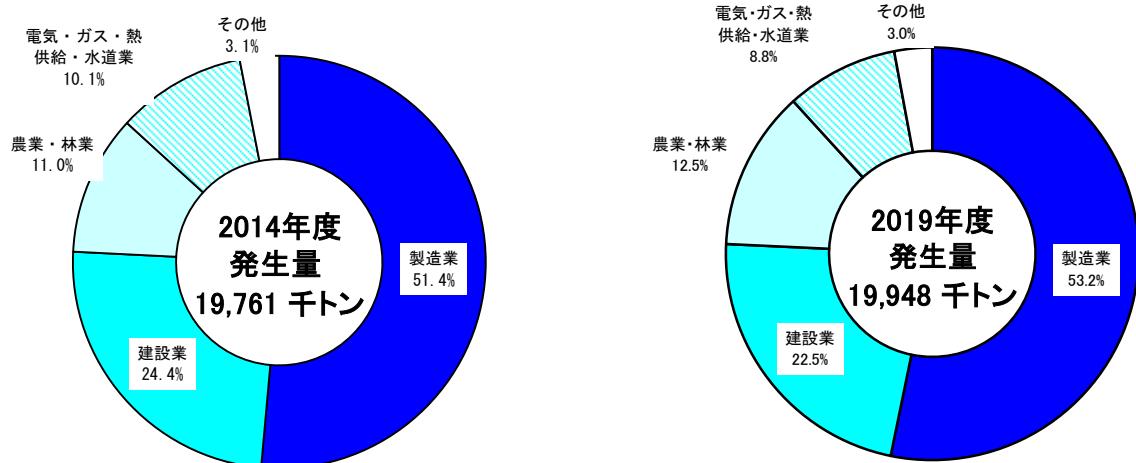
図 11 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

2019 年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 53.2%、建設業が 22.5%、農業・林業が 12.5%、電気・ガス・熱供給・水道業が 8.8%を占めている。業種別の発生割合は、2014 年度と比べ大きな変化はない（図 12）。

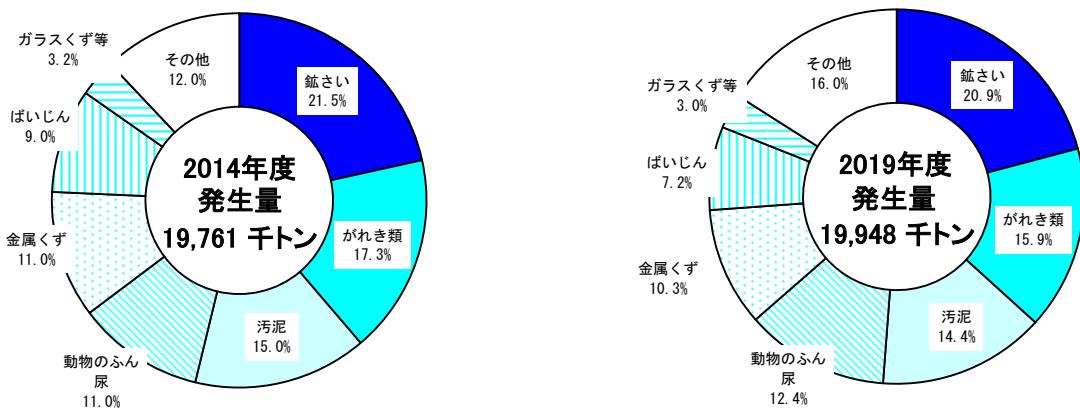
図 12 業種別発生状況



資料：愛知県

また、2019 年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいは 20.9%、がれき類は 15.9%、汚泥は 14.4%、動物のふん尿は 12.4%、金属くずは 10.3%、ばいじんは 7.2%であり、上位 6 種類の産業廃棄物で全体の約 80%を占めている。2014 年度と比べ上位 6 種類の発生割合の合計は大きな変化はない（図 13）。

図 13 種類別発生状況



資料：愛知県

2019年度の発生量は、この6種類の産業廃棄物のうち、鉱さい、がれき類、汚泥、金属くず及びばいじんの5種類は減少しているが、動物のふん尿は増加している（図14及び図15）。

図14 種類別発生量

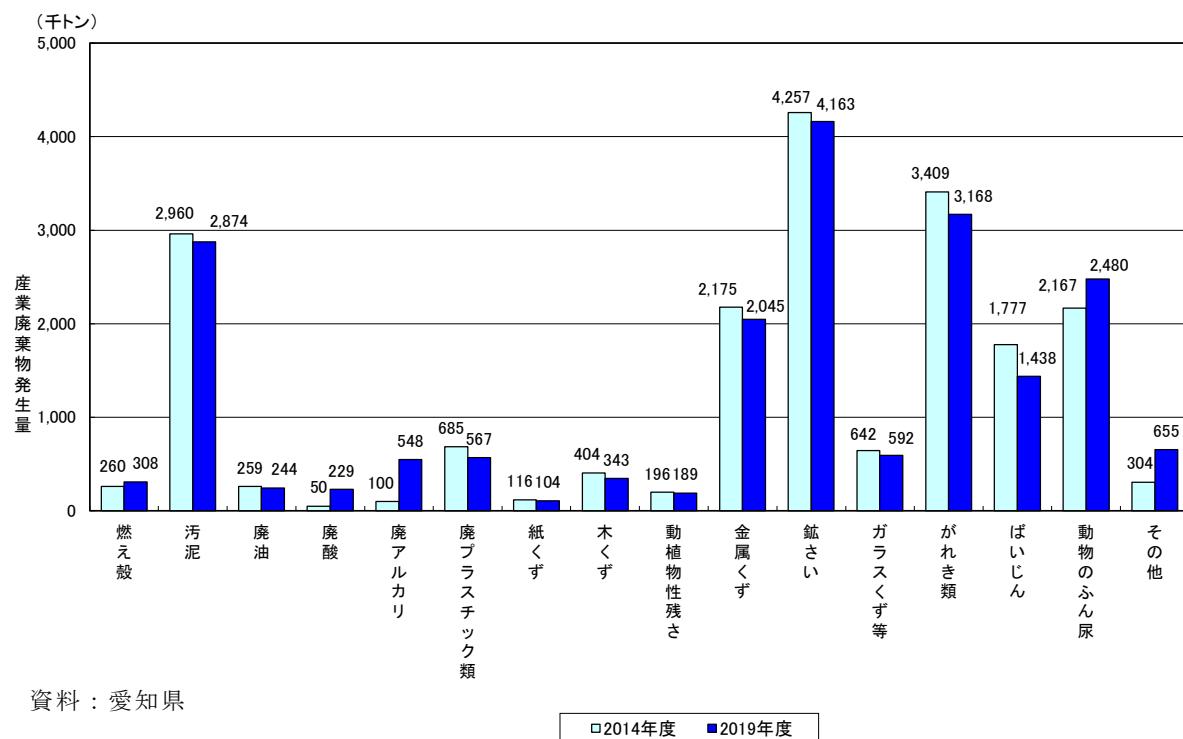
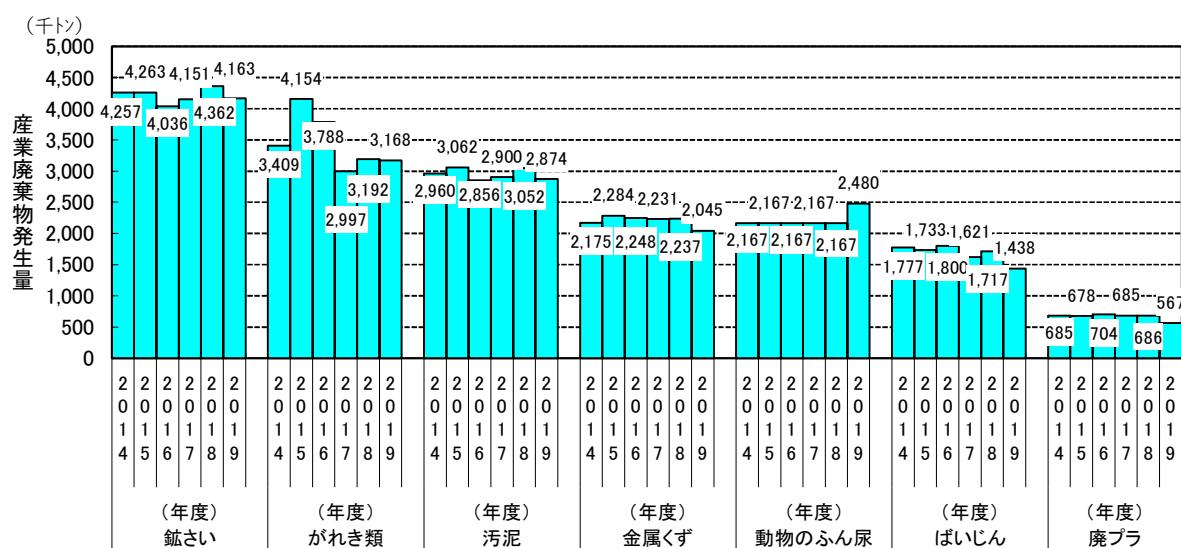


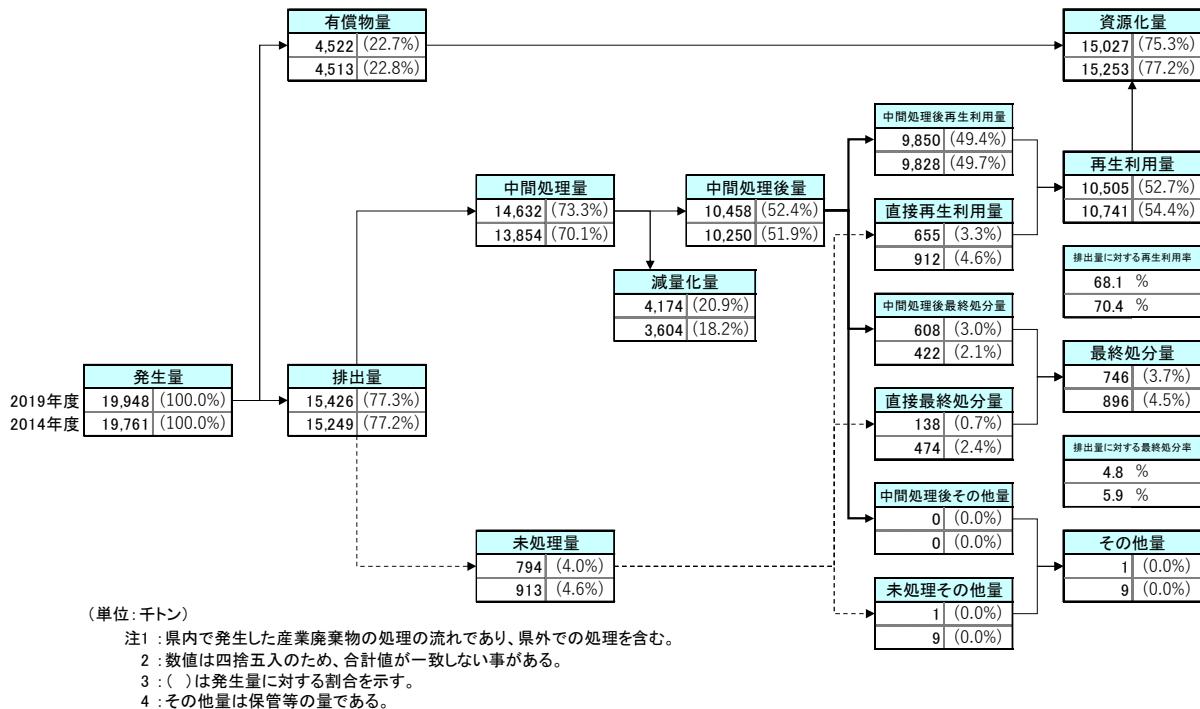
図15 主な種類別発生量の経年変化



資料：愛知県

また、産業廃棄物の処理の流れ（図 16）に沿ってみると、2019 年度の資源化量は 1,502 万 7 千トン、減量化量は 417 万 4 千トン、最終処分量は 74 万 6 千トンとなっている。全最終処分量のうち 13 万 8 千トン（全最終処分量の 18.5%）が中間処理されることなく直接最終処分されている。

図 16 産業廃棄物の処理の流れ



資料：愛知県

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

2019 年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の 54.9%、電気・ガス・熱供給・水道業の 33.6%、製造業の 18.1%、建設業の 3.0% の順となっている。また、2019 年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の 91.0%、製造業の 78.8%、電気・ガス・熱供給・水道業の 62.0%、農業・林業の 45.1% の順となっている。（表 3）

表3 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量	その他量
			資源化量	減量化率(%)	資源化量	減量化率(%)	有償物量	再生利用率(%)	有償物量	再生利用率(%)		
製造業	2019	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)	330	(3.1%)
	2014	10,156	1,259	(12.4%)	8,537	(84.1%)	4,290	(42.2%)	4,247	(41.8%)	351	(3.5%)
建設業	2019	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)	267	(5.9%)
	2014	4,827	359	(7.4%)	4,242	(87.9%)	32	(0.7%)	4,210	(87.2%)	226	(4.7%)
農業・林業	2019	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)
	2014	2,169	1,216	(56.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2019	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)	78	(4.5%)
	2014	2,001	645	(32.2%)	1,159	(58.0%)	112	(5.6%)	1,047	(52.3%)	196	(9.8%)
その他	2019	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)	70	(11.7%)
	2014	608	124	(20.4%)	361	(59.3%)	79	(12.9%)	283	(46.4%)	123	(20.2%)
合計	2019	19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)	746	(3.7%)
	2014	19,761	3,604	(18.2%)	15,253	(77.2%)	4,513	(22.8%)	10,741	(54.4%)	896	(4.5%)

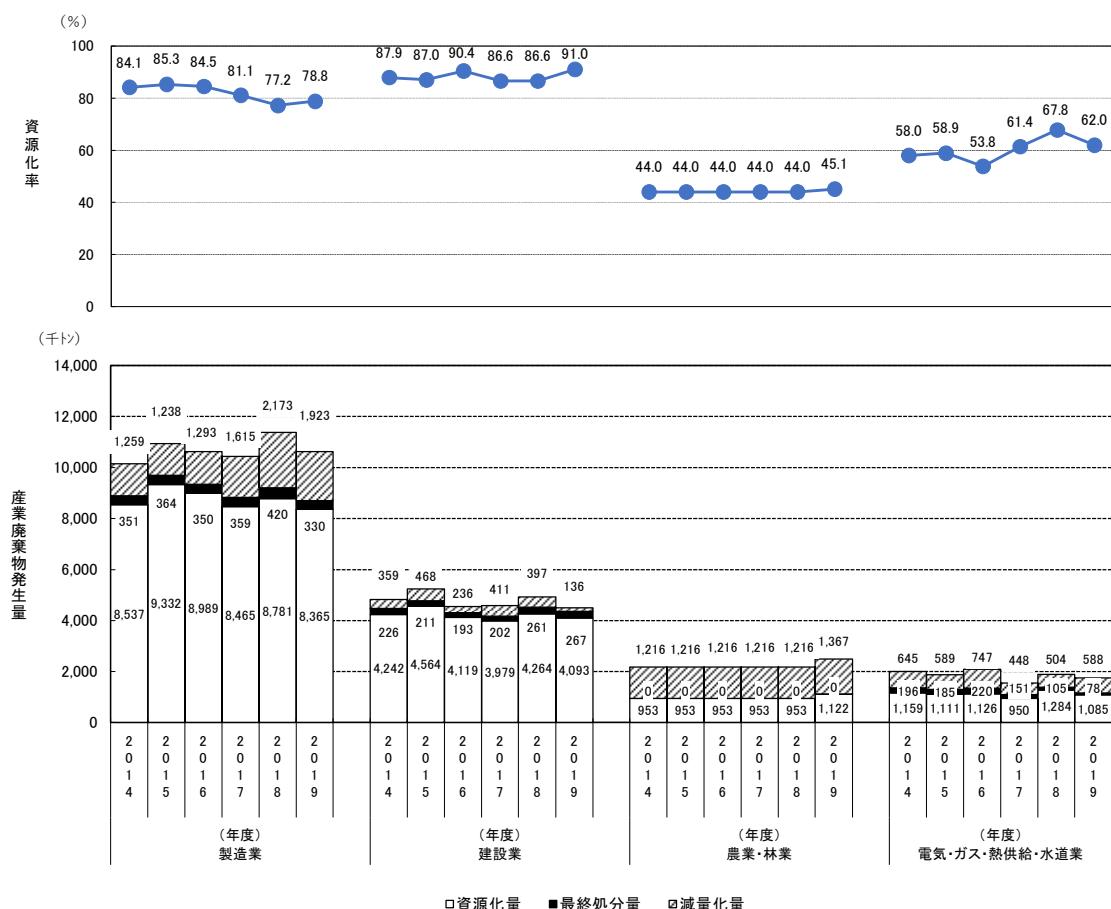
注1：数値は四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

注2：()は、発生量に対する割合を示す。

資料：愛知県

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率は、建設業は90%前後、製造業は80%前後で推移している（図17）。

図17 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化



資料：愛知県

イ 種類別の減量化、資源化の状況

2019年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を種類別にみると、高いものから廃アルカリの95.3%、廃酸の91.9%、汚泥の57.0%、廃油の56.0%、動物のふん尿の55.0%、の順となっており、2014年度と比較すると、廃アルカリ、廃酸及び廃油は増加し、汚泥及び動物のふん尿については減少した。

また、2019年度の資源化の状況（資源化率）を種類別にみると、高いものから金属くずの99.4%、ばいじんの98.7%、鉱さいの98.2%、紙くずの97.3%、がれき類の94.7%となっており、2014年度と比較すると、金属くずはわずかに減少しているが、ばいじん、鉱さい、紙くず及びがれき類についてはいずれも増加している（図18）。

図18 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況



注1：発生量の単位は千トンである。

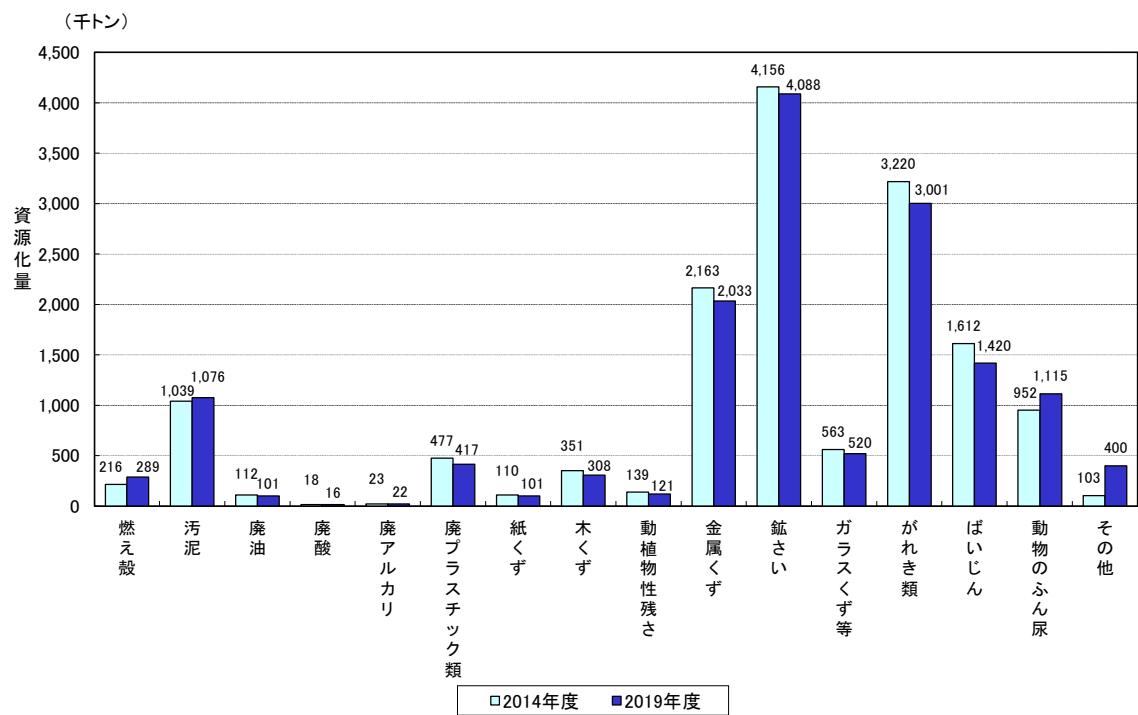
注2：図18における、その他量が入っていないため合計が一致しない場合がある。

注3：数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

資料：愛知県

また、2019年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの408万8千トン、がれき類の300万1千トン、金属くずの203万3千トン、ばいじんの142万トンの順となっている（図19）。

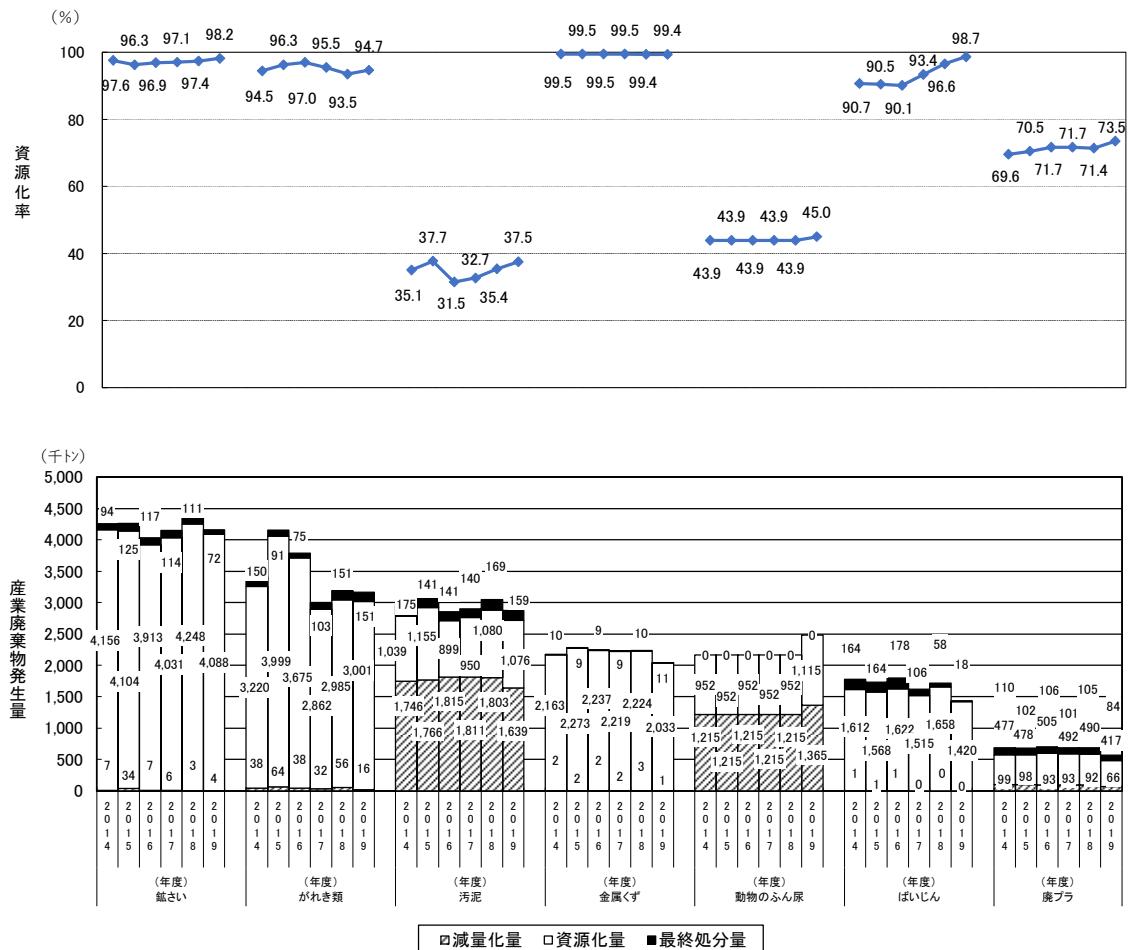
図19 産業廃棄物の種類別の資源化量



資料：愛知県

発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類、金属くず及びばいじんについては、各年度とも資源化率は90%以上となっており経年的な変化は認められない(図20)。

図20 産業廃棄物の処理状況の経年変化

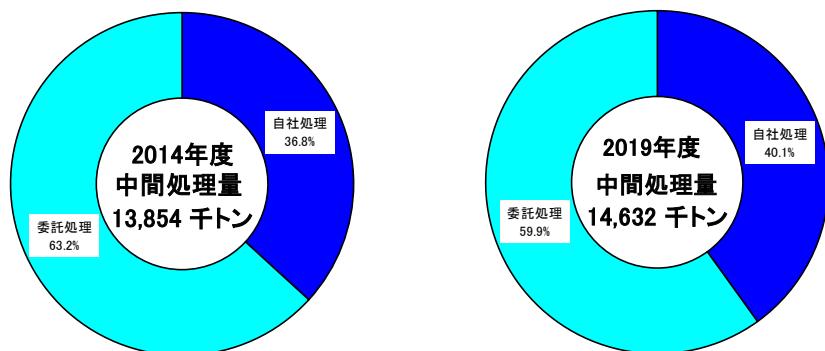


資料 : 愛知県

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

2019年度の産業廃棄物の中間処理量 1,463万2千トンを実施主体別にみると、自社処理が 40.1%、委託処理が 59.9%となっており、2014年度とほぼ同じ割合となっている（図 21）。

図 21 中間処理の自社処理、委託処理状況



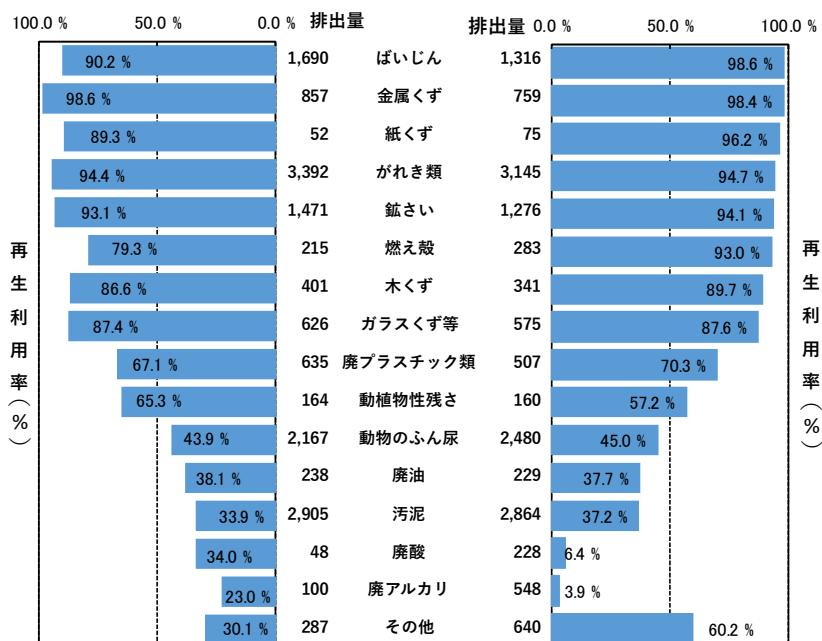
資料：愛知県

エ 再生利用の状況

2019年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものからばいじんの 98.6%、金属くずの 98.4%、紙くずの 96.2%、がれき類の 94.7%、鉱さいの 94.1% の順となっている。2014年度と比べ、多くの品目で再生利用率が上昇している（図 22）。

産業廃棄物全体での再生利用率は、70%前後で推移している（図 23）。

図 22 産業廃棄物の種類別の再生利用率
2014年度 2019年度



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

資料：愛知県

図 23 再生利用率の推移

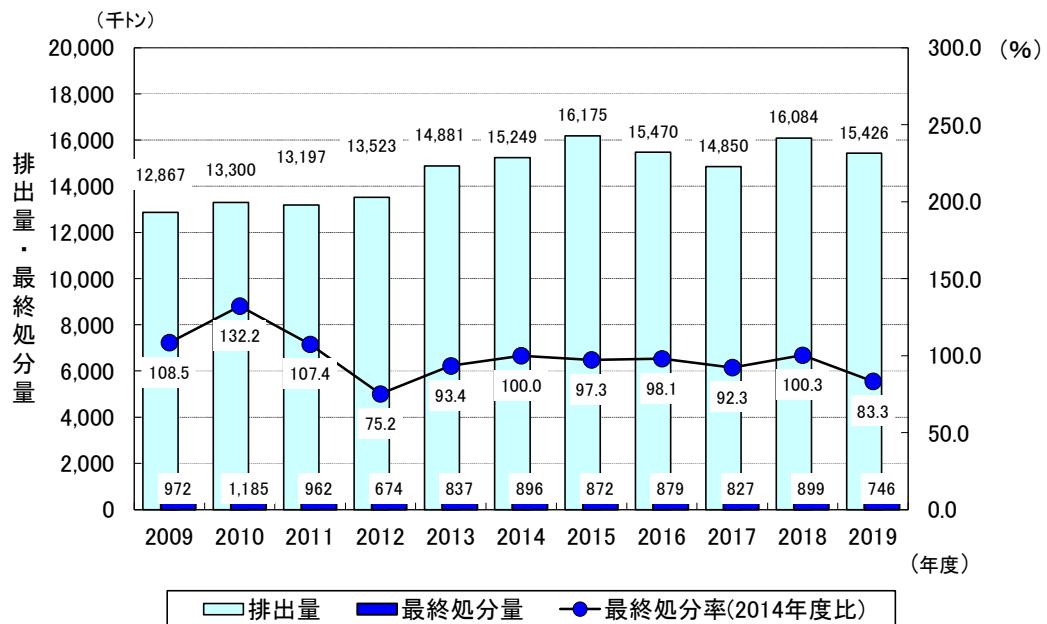


資料：愛知県

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

2019 年度の最終処分量は 74 万 6 千トンであり、2014 年度の 89 万 6 千トンに比べ 16.7% 減少している（図 24）。

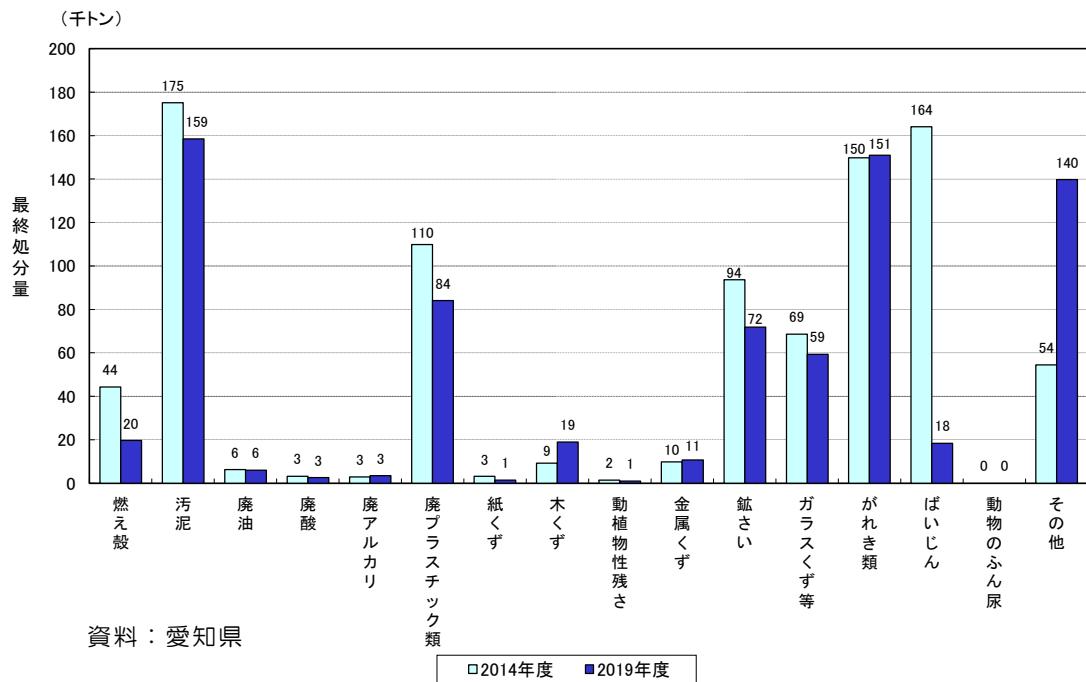
図 24 最終処分量の推移



資料：愛知県

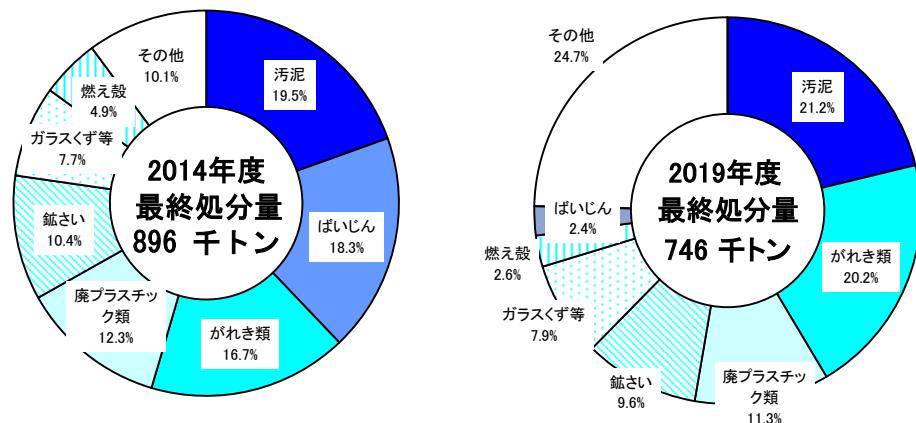
2019年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の15万9千トン、がれき類の15万1千トン、廃プラスチック類の8万4千トン、鉱さいの7万2千トン、ガラスくず等の5万9千トンの順となっている（図25）。

図25 種類別の最終処分量



2019年度の最終処分量の種類別内訳をみると、汚泥21.2%、がれき類20.2%、廃プラスチック類11.3%、鉱さい9.6%、ガラスくず等7.9%となっており、5種類の産業廃棄物で全体の約70%を占めている。2014年度と比べ、汚泥及びがれき類の割合が増加し、ばいじん、廃プラスチック類及び鉱さいの割合が減少している（図26）。

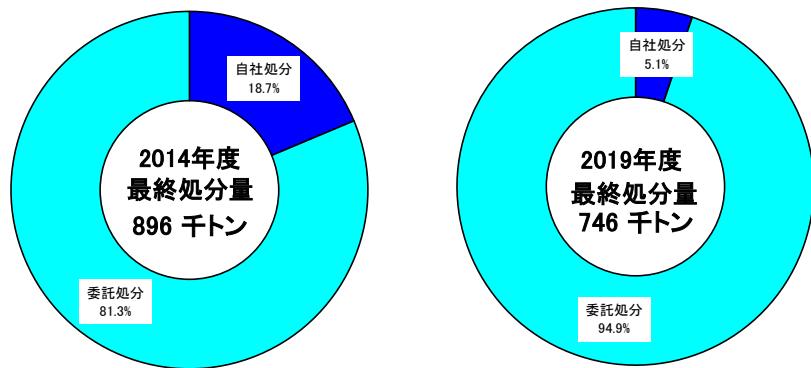
図26 産業廃棄物の種類別の最終処分状況



資料：愛知県

2019年度の最終処分量74万6千トンを実施主体別にみると、自社処分が5.1%、委託処分が94.9%となっており、2014年度と比べ、自社処分の割合が減少している（図27）。

図27 最終処分の自社処分、委託処分状況



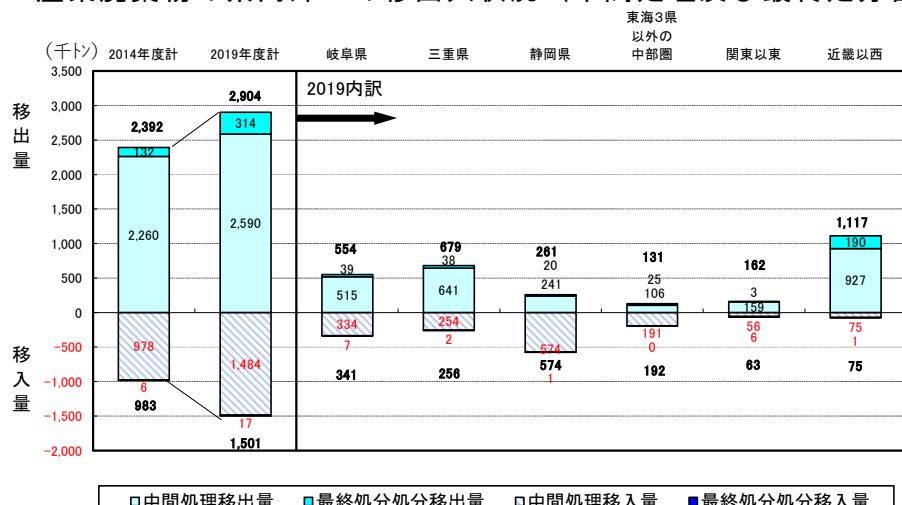
資料：愛知県

（4）県内外移出入の状況

2019年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は290万4千トンで、2014年度の239万2千トンに比べ、増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ23.4%、岐阜県へ19.1%、静岡県へ9.0%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的259万トン、最終処分目的31万4千トンとなっている。

また、2019年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は150万1千トンで、2014年度の98万3千トンと比べ、約1.5倍に増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の静岡県から38.2%、岐阜県から22.7%、三重県から17.1%となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的148万4千トン、最終処分目的1万7千トンとなっている（図28）。県内外移出入の経年変化は、図29のとおりである。

図28 産業廃棄物の県内外への移出入状況（中間処理及び最終処分目的）



資料：愛知県

図 29 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

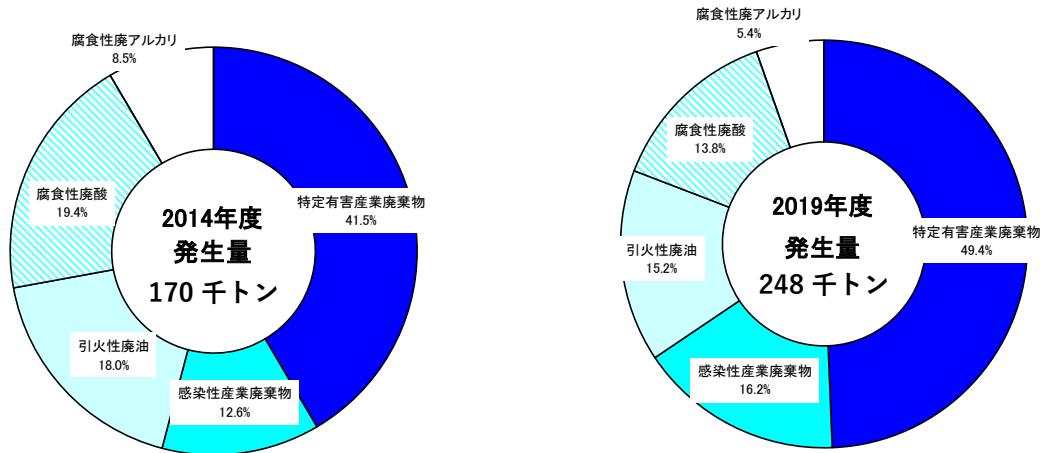


資料：愛知県

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

2019年度の特別管理産業廃棄物の発生量は24万8千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が49.4%、感染性産業廃棄物が16.2%、引火性廃油が15.2%、腐食性廃酸が13.8%、腐食性廃アルカリが5.4%となっている。2014年度と比べ、引火性廃油、腐食性廃酸及び腐食性廃アルカリの割合が減少し、特定有害産業廃棄物及び感染性産業廃棄物の割合が増加している(図30)。

図 30 特別管理産業廃棄物の種類別発生量



資料：愛知県

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が12万トン、最終処分量が3万トンとなっており、2014年度と比較すると資源化量及び最終処分量が増加し、減量化量が減少している(表4)。

表4 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

年度	発生量	減量化量		資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量		その他量	
2019	248	98	(39.7%)	120	(48.3%)	10	(3.9%)	110	(44.4%)	30	(12.0%)	0	(0.0%)
2014	170	115	(68.0%)	41	(24.2%)	4	(2.5%)	37	(21.7%)	13	(7.8%)	0	(0.0%)

資料：愛知県

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設の状況

2020年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は926施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が388施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が276施設となっており、この2施設で全体の71.7%を占めている(表5)。

表5 中間処理施設の設置状況(2020年度末現在)

施設の種類(処理能力)	施設数	処理能力	
中間処理施設	脱水施設(10m ³ /日を超えるもの)	276	71,551.1m ³ /日
	乾燥施設(10m ³ /日を超えるもの)	9	948.6m ³ /日
	焼却施設 (5m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	27	1,484.5m ³ /日
	油水分離施設(10m ³ /日を超えるもの)	16	1,135.6m ³ /日
	焼却施設 (1m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	28	1,097.9m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)	5	10,592.0m ³ /日
	廃プラスチック類 破碎施設(5t/日を超えるもの)	89	8,082.1トン/日
	焼却施設(100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	34	711.3トン/日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5トン/日を超えるもの)	388	167,685.4トン/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	4	61.6m ³ /日
	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	1	1.6トン/日
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	2	13.5トン/日
	産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	47	2,687.8トン/日
	計	926	—

資料：愛知県

イ 最終処分場の状況

2019年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は98施設であり、そのうちの61施設が管理型最終処分場、32施設が安定型最終処分場、5施設が遮断型最終処分場である（表6）。

表6 最終処分場の設置状況（2019年度末現在）

残存容量の単位：千m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	3.8	5	3.8
	6	92.2	26	460.0	32	552.1
	15	716.4	46	6,057.9	61	6,774.2
	合計	22	808.5	76	6,521.7	98

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：愛知県

また、2019年度末の最終処分場の残存容量は約733万m³であり、その内訳は、管理型が約677万4千m³、安定型が約55万2千m³、遮断型が約4千m³である（表6）。

残存容量約733万m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は約16.3年と試算される（産業廃棄物の1m³当たりの重量を1トンと仮定）。

$$733 \text{ 万m}^3 \div 44 \text{ 万9千m}^3 = 16.3 \text{ 年}$$

$$\begin{aligned} 44 \text{ 万9千m}^3 & [\text{2019年度の県内での最終処分量}] : 74 \text{ 万6千m}^3 [\text{県内で発生した廃棄物の最終処分量}] \\ & - 31 \text{ 万4千m}^3 [\text{うち県外へ搬出して埋立}] + 1 \text{ 万7千m}^3 [\text{県外から搬入され埋立}] \end{aligned}$$

また、最終処分場の新規設置許可件数は表7のとおり2001年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近10年間でみると、2017年度に1件設置許可されたのみである。

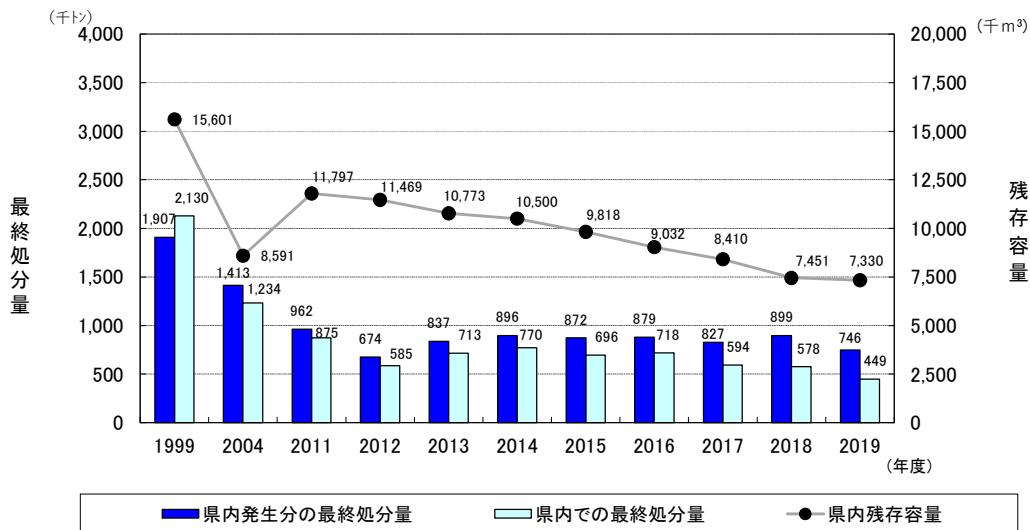
なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図31のとおりである。

表7 最終処分場の設置許可件数の推移

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
設置許可件数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
設置許可件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

資料：愛知県

図 31 県内最終処分量及び残存容量等の推移



県内発生分の最終処分量：県内で発生した産業廃棄物の最終処分量（県外での最終処分を含む）
県内での最終処分量：県内で最終処分された産業廃棄物の量（県外から搬入され、県内で最終処分された産業廃棄物を含む）

資料：愛知県

ウ 広域最終処分場の状況

現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが衣浦港3号地廃棄物最終処分場（武豊町地先）において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、公益財団法人豊田加茂環境整備公社が御船産業廃棄物処分場（豊田市）において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている。

公共関与の広域最終処分場		
事業主体	(公財)愛知臨海環境整備センター	(公財)豊田加茂環境整備公社
処分場名	衣浦港3号地廃棄物最終処分場	御船産業廃棄物処分場
施設	設置場所 面積 埋立容量	知多郡武豊町地先(衣浦港3号地) 47.2 ha 496万m ³
廃棄物受入計画	受入期間 受入廃棄物 :受入地域	2010年7月～ 産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上
		産業廃棄物：豊田市、みよし市及びその他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市

県内全域を対象とする広域的な最終処分場として、県では、第三セクター方式により衣浦港3号地廃棄物最終処分場を2010年度に供用開始し、他の民間処分場等と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保されている。

※衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立実績（2021年3月末現在）

埋立進捗率：約 54.1%

(管理型処分場：約 48.1%、安定型処分場：約 88.4%)

(7) 監視・指導の状況

2016年度から2020年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表8のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。2020年度には、文書による指導を205件、改善勧告を10件行っている。

また、2020年度の行政処分等の内容をみると、産業廃棄物処理業の取消が11件、命令については0件であった。改善勧告については10件のうち3件が産業廃棄物の委託基準違反に対するものであり、最も多くなっている(表9)。

表8 監視・指導等による措置状況

区分 年度	立入状況 (件数)	措置状況(件数)						計
		業・施設の取消	停止命令	措置命令	改善命令	改善勧告	その他文書指導	
2016	6,135	16	0	0	1	7	217	241
2017	6,870	13	1	0	0	25	272	311
2018	7,448	13	0	0	1	11	261	286
2019	7,384	9	0	0	0	3	299	311
2020	5,529	11	0	0	0	10	205	226

資料：愛知県

表9 行政処分等の内容(2020年度)

区分	件数	主な内容	件数
行政処分	11(11)	本人又は法人が欠格要件に該当	4(4)
		法人役員等が欠格要件に該当	2(2)
		破産	3(3)
		産業廃棄物の処理再委託禁止違反	1(1)
		産業廃棄物の処理受託禁止違反	1(1)
停止命令	0(0)		0(0)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	0(0)		0(0)
改善勧告	10(5)	産業廃棄物の委託基準違反	3(1)
		マニフェスト勧告	2(1)
		産業廃棄物処理業の無許可営業	2(1)
		産業廃棄物の処理受託禁止違反	1(1)
		産業廃棄物処理施設の維持管理違反	1(1)
		報告徴収の未報告	1(0)

注：()は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。

資料：愛知県

4 計画目標の進捗状況と課題

(1) 前計画の概要

愛知県廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）（前計画）では、3Rの取組を一層進めることとし、重点とする減量化目標を以下のとおり定めた。

また、主な施策として、3Rの促進のほか、適正処理と監視指導の徹底など5つの施策を総合的かつ計画的に進めることとした。

前計画の目標

- 廃棄物の排出量について、2014年度に対して一般廃棄物は約6%削減、産業廃棄物は約3%の増加に抑制する。
- 排出量に対する再生利用量（再生利用率）の割合は、一般廃棄物について約23%、産業廃棄物について約74%とする。
- 最終処分量について、2014年度に対して一般廃棄物、産業廃棄物とも約7%削減する。
- 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。

前計画の5つの施策

- 3Rの促進
- 適正処理と監視指導の徹底
- 廃棄物処理施設の整備の促進
- 非常災害時における処理体制の構築
- 地域循環圏づくりの推進

(2) 廃棄物の減量化目標の達成状況

ア 減量化の状況

(ア) 一般廃棄物

一般廃棄物について、経年的にみれば排出量、再生利用量、最終処分量とも減少傾向にある（図32）。再生利用量については、量ではなく排出量に対する割合が重要であるため、再生利用率についてはイ（イ）で整理した。

図32 一般廃棄物の減量化の状況



注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

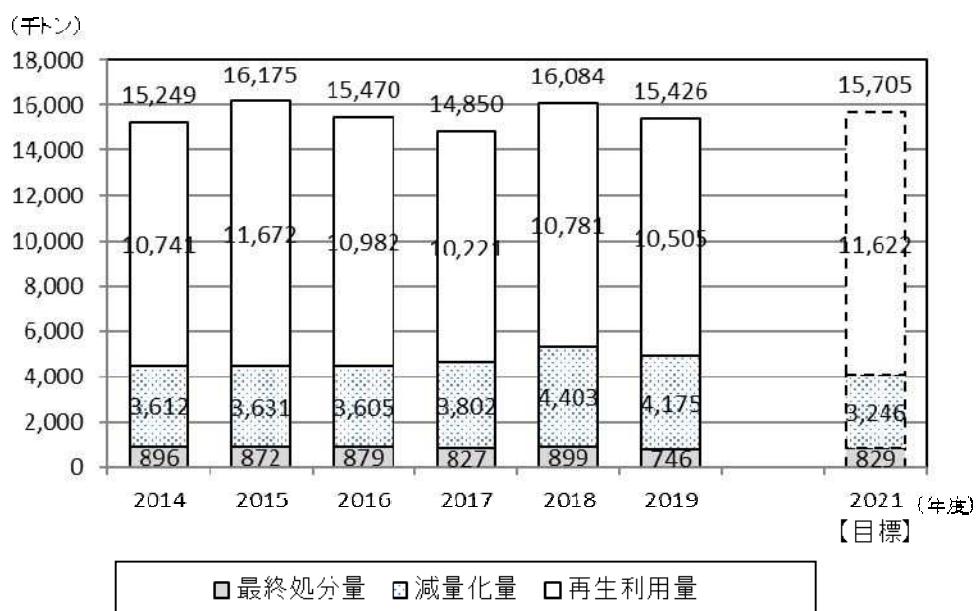
資料：愛知県

(イ) 産業廃棄物

産業廃棄物について、経年的に見れば排出量、再生利用量は横ばい、最終処分量については2014年度から緩やかな減少傾向にある（図33）。

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することとし、その状況についてはイ（イ）で整理した。

図 33 産業廃棄物の減量化の状況



注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

資料：愛知県

イ 減量化目標の達成状況

前計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は、次のとおりである。

なお、達成状況の評価に当たっては、排出量等の最新実績である 2019 年度実績により評価を行った。

(ア) 排出量

目標：廃棄物の排出量について、2014 年度に対して一般廃棄物は約 6%に削減、産業廃棄物は増加を約 3%に抑制する。

項目	基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値
排出量	一般 廃棄物 255 万 1 千トン	253 万 7 千トン (0.5% 減)	240 万 4 千トン (約 6 % 減)
	産業 廃棄物 1,524 万 9 千トン	1,542 万 6 千トン (1.2% 増)	1,570 万 5 千トン (増加を約 3 % に 抑制)

【目標の達成状況】

一般廃棄物の 2019 年度における排出量は 253 万 7 千トンであり、2014 年度の 255 万 1 千トンに比べ 0.5% 減少している。経年的な傾向も減少傾向にあるものの、目標達成は困難と見込まれる（図 32）。

産業廃棄物の2019年度における排出量は1,542万6千トンであり、2014年度の1,524万9千トンに比べ1.2%の増加にとどまっており、現状で目標値を達成している（図33）。

（イ）再生利用率

目標：排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約23%、産業廃棄物について約74%とする。

項目	基準年度（2014年度）の実績値	現状（2019年度）の実績値	2021年度目標値
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物 22.3% $\left(\frac{56\text{万8千トン}}{255\text{万1千トン}} \right)$	21.3% $\left(\frac{54\text{万0千トン}}{253\text{万7千トン}} \right)$	約23%
	産業廃棄物 70.4% $\left(\frac{1,074\text{万1千トン}}{1,524\text{万9千トン}} \right)$	68.1% $\left(\frac{1,050\text{万5千トン}}{1,542\text{万6千トン}} \right)$	約74%

【目標の達成状況】

一般廃棄物の2019年度における排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は21.3%と2014年度に対して1ポイント減少した。近年では再生利用率は下降傾向にあり、目標達成は困難と見込まれる（図5）。

近年、総排出量、資源化量ともに減少傾向にあるが、資源化量の減少割合が高い状況となっている。特に、資源化量の約半数を占める新聞・雑誌などの紙類が減少傾向にある。この原因としては、新聞や雑誌の発行部数の減少や、IT化により紙の消費が減っていることが挙げられる。また、紙類に限らず資源化物がスーパーマーケット等で民間事業者によって回収されることにより、国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査で把握されないことも原因の一つであると考えられる。

今後は、民間事業者によって回収されている資源化物の量を把握することも必要であると考えられる。

産業廃棄物の2019年度における排出量に対する再生利用量の割合は68.1%であり、2014年度に対して2.3ポイント減少した。この原因としては、再生利用率が高く、かつ再生利用量の大半を占めるがれき類、鉱さいの排出量が減少したことや、排出量に対する減量化量の大きい廃酸や廃アルカリの排出量が増加し、相対的に再生利用率が減少したことによるものと考えられる。

産業廃棄物の再生利用率は、2015年度以降減少傾向にあり、目標達成が困難と見込まれる（図23）。

(ウ) 最終処分量

目標：最終処分量について、2014 年度に対して一般廃棄物、産業廃棄物とも約 7% 削減する。				
項目		基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値
最終処分量	一般 廃棄物	21 万 3 千トン	19 万 4 千トン (8.9% 減)	19 万 8 千トン (約 7 % 減)
	産業 廃棄物	89 万 6 千トン	74 万 6 千トン (16.7% 減)	82 万 9 千トン (約 7 % 減)

【目標の達成状況】

2019 年度における一般廃棄物の最終処分量は、19 万 4 千トンであり、2014 年度に比べ 8.9% 減少しており、現状で目標値を達成している。一般廃棄物の最終処分量は経年的に減少傾向にあり目標の達成が見込まれる（図 32）。

また、産業廃棄物の 2019 年度の最終処分量は 74 万 6 千トンであり、2014 年度に比べ 16.7% 減少しており、現状で目標値を達成している。2015 年度以降の最終処分量は 2018 年度までは概ね増加傾向であったが、その増加量は比較的小さく、また 2019 年度には大きく減少したことから、目標の達成が見込まれる（図 33）。

(エ) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

○ 目標：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。				
項目		基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量		535g	520g (2.8% 減)	500g (約 7 % 減)

【目標の達成状況】

2019 年度における一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、520 g であり、2014 年度に比べ 2.8% 減少している。経的な傾向も減少傾向にあるものの、目標達成は困難と見込まれる。（図 2）。

(3) 取組の成果と課題

ア 3Rの促進

(ア) 主な取組内容

循環型社会の構築に向け、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、適正な循環的利用の促進を図るため、次のような施策を行った。

<県民の3Rの促進>

- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の場での啓発活動
- ・3Rに関するリーフレット配布による啓発活動
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発活動
- ・イベント開催や環境学習プログラムによる食品ロス削減の啓発活動

<事業者による3Rの取組の促進>

- ・多量排出事業者に対する廃棄物処理の減量化・資源化等の指導
- ・「エコアクション21」の認証に向けた認証取得研修会の開催
- ・「レジ袋削減取組店制度」を通じた事業者の取組促進

<市町村の取組の促進>

- ・ごみの排出抑制のため、ごみ処理有料化等の取組の促進
- ・市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理等への財政支援

<県の3Rの推進>

- ・愛知県府の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づき、廃棄物排出量削減を推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・ごみの分別数の増加
平均 19.7 分別 (2010) ⇒ 20.1 分別 (2014) ⇒ 21.4 分別 (2019)
- ・マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合（県政世論調査）
83.8% (2016) ⇒ 88.6% (2020)
- ・家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合
愛知県：35.2% (2015) ⇒ 35.2% (2019)
全国平均：64.3% (2015) ⇒ 65.5% (2019)
- ・使用済小型家電リサイクルの取組を実施している市町村数
全 54 市町村

(イ) 課題

廃棄物の処理については、排出者が責任を持って行う必要があり、例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行う必要がある。

また、世界規模でのプラスチックごみ問題に対して、2020年7月にレジ袋の有料化が義務づけられ、さらに2021年6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立した。本県では、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議（会長：愛知県知事）」が、2020年1月に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減に取り組むこととしており、一層の取組強化が求められている。

さらに、食品ロスについても社会的な問題となっており、2019年10月に「食品ロス削減推進法」が施行し、食品ロス削減に向けた取組の強化が求められている。

産業廃棄物については、経年的にみれば、最終処分量は大きく変動していないが、排出量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。

イ 適正処理と監視指導の徹底

(ア) 主な取組内容

廃棄物処理法等の遵守はもとより、不適正処理の未然防止及び早期是正を図り、安心・安全な地域環境を確保するため、次のような施策を行った。

<廃棄物の適正処理の指導>

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・電子マニフェストの普及促進
- ・優良産廃処理業者の育成及び処理業者情報の公表

<特別管理産業廃棄物の適正処理>

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の処理の推進

<排出事業者処理責任の徹底>

- ・マニフェストの使用徹底や適正な委託契約等の排出事業者責任の周知・指導
- ・産業廃棄物適正処理推進セミナーの開催
- ・食品廃棄物の排出事業者向けパンフレットの配布

<廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保>

- ・施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査
- ・廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導
- ・民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導

<不適正処理の未然防止>

- ・平日休日、昼夜間にわたる監視パトロールの実施（民間委託含む）
- ・関係局・関係機関との連携による監視の強化

○ 主な取組の実績・効果

- ・電子マニフェスト普及率：39.2%（2014） ⇒ 55.9%（2020）
- ・優良産廃処理業者（特別管理産業廃棄物を含む。）
　　処分業許可業者認定件数：53件（2015） ⇒ 59件（2020）
- ・PCB廃棄物の処理台数（大型変圧器・コンデンサー等）
　　32,947台（処理進捗率：約98%）（2020）
- ・6月、11月の強化月間における立入指導
　　立入指導686件、文書指導33件（2020）
- ・民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール
　　延べ630回（2020）
- ・再生品の環境安全性に係る分析検査：89件（2020）

（イ）課題

不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物に関する苦情件数は減少しており改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。2016年1月には、本県を中心として食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも踏まえ、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進、優良産廃処理業者の育成などを始めとした、各種施策を引き続き進めるとともに、監視強化に向けた多様な手法の開拓など、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための対応を図る必要がある。

ウ 廃棄物処理施設の整備の促進

（ア）主な取組内容

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備等を促進するため、次のような施策を行った。

<地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進>

- ・第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（2008年度～2017年度）に基づき、効率的な一般廃棄物のごみ処理施設の設置の促進
- ・一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進
- ・産業廃棄物の処理施設については、信頼性と安全性を確保するため、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく地域環境に配慮した施設整備を促進

<広域的な最終処分場の整備>

- ・県内全域を受け入れ対象とした衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）での廃棄物の受け入れ

<し尿の適正処理の推進>

- ・全県域汚水適正処理構想と整合を図りながら、汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・ごみ焼却処理広域化計画の推進
　　県内 13 ブロックのうち 11 ブロックで目標施設数を達成。
- ・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の埋立状況（全体 4,960,000m³）
　　2020 年度末現在埋立実績：2,681,166m³（進捗率 54.1%）
　　2020 年度搬入実績：335,196 t
　　（一般廃棄物：77,688 t、産業廃棄物：223,430 t、建設発生土：34,078 t）
- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備（2014～2020）
　　20 施設（最終処分場、ごみ焼却施設など（改修含む）。）
- ・汚水処理人口普及率
　　88.4%（2014） ⇒ 91.4%（2019）

（イ）課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとすることが求められており、施設の長寿命化の検討を含め、市町村等が計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。

最終処分場については、県民、事業者等の 3 R の取組等により、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難である。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることから公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

工 非常災害時における処理体制の構築

（ア）主な取組内容

災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築するため、次のような施策を行った。

<愛知県災害廃棄物処理計画の推進>

- ・「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく市町村、一部事務組合等を対象とした研修会及び図上演習の実施
- ・民間事業者との連携の強化

<災害廃棄物対策の推進>

- ・市町村災害廃棄物処理計画策定に向けた技術的支援
- ・市町村設置処理施設について、国の交付金に関する指導監督や技術的助言

○ 主な取組の実績・効果

- ・市町村、一部事務組合等を対象とした研修会、情報伝達訓練及び図上演習の実施
2020年の開催実績
研修会：2回、情報伝達訓練：1回、図上演習：2回
- ・市町村災害廃棄物の処理計画の策定市町村
3市（2016.10） ⇒ 53市町村（2021.3）

（イ）課題

市町村災害廃棄物の処理計画の策定は、県内の53市町村で策定が進んでいるが、引き続き、市町村等を対象とした研修会や図上演習等を実施するとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

才 地域循環圏づくりの推進

（ア）主な取組内容

地域循環圏の形成に向け、多様な地域ポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの展開、循環ビジネスの振興、人づくりと情報発信の強化を図るために、次のような施策を行った。

＜あいち地域循環圏形成プランの推進＞

- ・食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物といったバイオマス資源を有効活用する広域循環モデルを創設
- ・広域循環モデルごとに、事業者や学識経験者等で構成する地域循環圏づくり推進チームを立ち上げ、モデルの事業化を支援
- ・地域循環圏づくり推進チームで検討したモデル事業の成果と課題を県内事業者に共有するため、成果発表会を開催

＜循環ビジネスの振興支援＞

- ・産学行政の連携の拠点である「あいち資源循環推進センター」において、「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談・技術指導及び企業派遣による支援の実施
- ・先導的、効果的なリサイクル等の施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業への補助
- ・資源循環や環境負荷低減に関する企業・団体の優れた技術・事業、活動・教育の取組を表彰する愛知環境賞の実施
- ・有識者による講演や事業者の先進事例を紹介するセミナーや愛知環境賞を受賞した企業・団体の現地見学会等を開催し、企業の事業化支援を実施
- ・メッセナゴヤを始めとする大型展示会において、県内循環ビジネス企業のPR及び販路拡大を支援

＜人づくりと情報発信の強化＞

- ・持続可能な社会づくりのリーダーとなる人材育成を目的としたあいち環境

塾と卒塾生地域実践活動の実施

- ・「A E Lネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会）」への加盟を促し、企業のリサイクル施設の高度な技術や環境への取組に県民が直接触れる機会を創出

＜多様な主体の連携の促進＞

- ・愛知環境賞、循環ビジネスセミナー、現地見学会などの事業を環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と協働で開催
- ・資源循環情報システムのリニューアルによる事業者マッチングの促進
- ・循環ビジネスセミナーや現地見学会等を通じた企業同士の連携の促進

＜低炭素社会に対応した資源循環の展開＞

- ・ごみ発電施設及び熱回収施設等の設置促進
- ・廃棄物運搬車両への次世代自動車導入に関する補助金、融資制度の周知

○ 主な取組の実績・効果

- ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導
1,534件（2017～2020）
- ・循環型社会形成推進事業費補助
リサイクル関係等施設整備事業
交付件数 : 41件（応募件数：76）（2017～2020）
交付件数 累計 : 105件（応募件数：216）（2006～2020）
循環ビジネス事業化検討事業
交付件数 : 41件（応募件数：58）（2017～2020）
交付件数 累計 : 126件（応募件数：212）（2006～2020）
- ・愛知環境賞表彰件数 : 60件（応募件数：175）（2017～2020）
表彰件数 累計 : 225件（応募件数：755）（2004～2020）
- ・あいち環境塾による人材の育成
あいち環境塾修了生 : 70人（2017～2020）
修了生 累計 : 268人（2008～2020）

（イ）課題

地域循環圏づくり推進チームの支援により事業化した広域循環モデルについて、県内各地への横展開や、更なる高度化を進める必要がある。

また、循環型社会の形成に向け、製品やサービスの設計段階から廃棄物が発生しないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま、循環させることで、資源の投入量と廃棄物の発生量を最少化するサーキュラーエコノミーへの転換や、脱炭素、SDGs、ESG投資といった新たな視点を取り入れた支援を行っていく必要がある。

第3章 廃棄物処理の目標

1 目標設定の考え方

本県の過去の実績に基づく推計と国の基本方針[※]で示された削減目標を比較した上、本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の軽減を図る方向で目標を設定する。

なお、国では、2020年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても、「循環利用率」を使用することとする。

(参考) 国の基本方針^{※1}における廃棄物の減量化の目標（目標年度は2025年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	2017年度に対し、約11.4%削減する。	2017年度に対し増加を約1.7%に抑制する。
出口側の循環利用率 ^{※2}	28%	38%
最終処分量	2017年度に対し、約16.6%削減する。	2017年度に対し増加を約3.1%に抑制する。
一人一日当たり家庭系ごみ排出量	440g	—

※1：令和2年3月16日付「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）」において、改定が行われなかつたことから、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考とした。

※2：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。

一般廃棄物の「出口側の循環利用率」は、従来の「再生利用率」(P11参照)の数値と同じ。

産業廃棄物の「出口側の循環利用率」は、[再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値。

2 計画目標

(1) 一般廃棄物

ア 基準年度（2019 年度）と将来推計（2026 年度）

県内の一般廃棄物の排出状況は、県民の分別排出や市町村の分別収集等による取組が行われ、ほぼ横ばいの状況であるが、減少傾向である。これらの取組が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行った。

2026 年度における排出量は 248 万 8 千トン、再生利用量は 52 万 8 千トン、減量化量は 177 万 3 千トン、最終処分量は 18 万 7 千トン、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 516g と予測した（表 10）。

表 10 一般廃棄物の将来予測

項目	2019 年度 (基準年度)	2026 年度 (目標年度)
排出量	253 万 7 千トン	248 万 8 千トン(約 2 % 減)
再生利用量	54 万トン	52 万 8 千トン(約 2 % 減)
出口側の循環利用率	21.3%	21.2% (0.1 ポイント減)
中間処理による減量	180 万 1 千トン	177 万 3 千トン(約 2 % 減)
最終処分量	19 万 4 千トン	18 万 7 千トン(約 4 % 減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	516g (約 1 % 減)

イ 減量化目標

一般廃棄物の 2026 年度における目標値を、将来予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 11 のとおり設定する。

表 11 一般廃棄物の減量化目標

項目	2019 年度 実績値	2026 年度 目標値
排出量	253 万 7 千トン	239 万トン(約 6 % 減)
出口側の循環利用率	21.3%	約 23% (約 2 ポイント増)
最終処分量	19 万 4 千トン	18 万 6 千トン(約 4 % 減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	480g (約 8 % 減)

注：目標値の（ ）は、2019 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

（ア）一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

食品ロス削減推進計画に掲げる家庭系食品ロスの削減目標等と整合性を図り、現行目標を上回る 480 g を目標とする。

(イ) 排出量

2026 年度における排出量の予測値は 248 万 8 千トンであるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、排出量をこれに合わせて削減し、排出量は 2019 年度実績から 6 % 削減する 239 万トンを目標とする。

(ウ) 出口側の循環利用率

2026 年度における再生利用率の予測値は 21.2 % であるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、排出量の削減に合わせ、再生利用の促進を図ることとし、循環利用率を 2019 年度実績から約 2 ポイント増加させ、約 23% を目標とする。

(エ) 最終処分量

2026 年度における最終処分量の予測値は 18 万 7 千トンであるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、再生利用の促進と排出量の削減を整合させるため、最終処分量を 2019 年度実績から約 4 % 削減する 18 万 6 千トンを目標とする。

(2) 産業廃棄物

ア 基準年度（2019年度）と将来推計（2026年度）

県内の事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来推計を行った。

目標年度である2026年度における排出量は1,557万3千トン、再生利用量は1,064万5千トン、最終処分量は75万8千トンと予測した（表12）。

表12 産業廃棄物の将来予測

項目	2019年度 (基準年度)	2026年度 (目標年度)
排出量	1,542万6千トン	1,557万3千トン(約1%増)
再生利用量	1,050万5千トン	1,064万5千トン(約1%増)
出口側の 循環利用率	68.1%	68.4% (約0.3ポイント増)
中間処理 による減量	417万4千トン	416万9千トン(約0.2%減)
最終処分量	74万6千トン	75万8千トン(約2%増)

イ 減量化目標

産業廃棄物の2026年度における目標値を、将来予測結果及び国の基本方針を踏まえ表13のとおり設定する。

表13 産業廃棄物の減量化目標

項目	2019年度 実績値	2026年度 目標値
排出量	1,542万6千トン	1,557万3千トン(約1%増)
出口側の 循環利用率	68.1%	約74% (約6ポイント増)
最終処分量	74万6千トン	61万4千トン(約18%減)

注：目標値の（ ）は、2019年度と比較した場合の増減割合等を示す。

（ア）排出量

2026年度の予測値は、2019年度実績から約1%増加する1,557万3千トンである。国の基本方針を満足しているため、予測値である1,557万3千トンを目標とする。

（イ）出口側の循環利用率

本県における循環利用率は、70%前後の高水準を維持しており、国の基本方針の目標（38%）を大きく上回っているものの、ここ数年は横ばいの

傾向である。しかし、今後新たな施策を展開することにより、2019年度の実績から約6ポイント増加させ、約74%を目標とする。

(ウ) 最終処分量

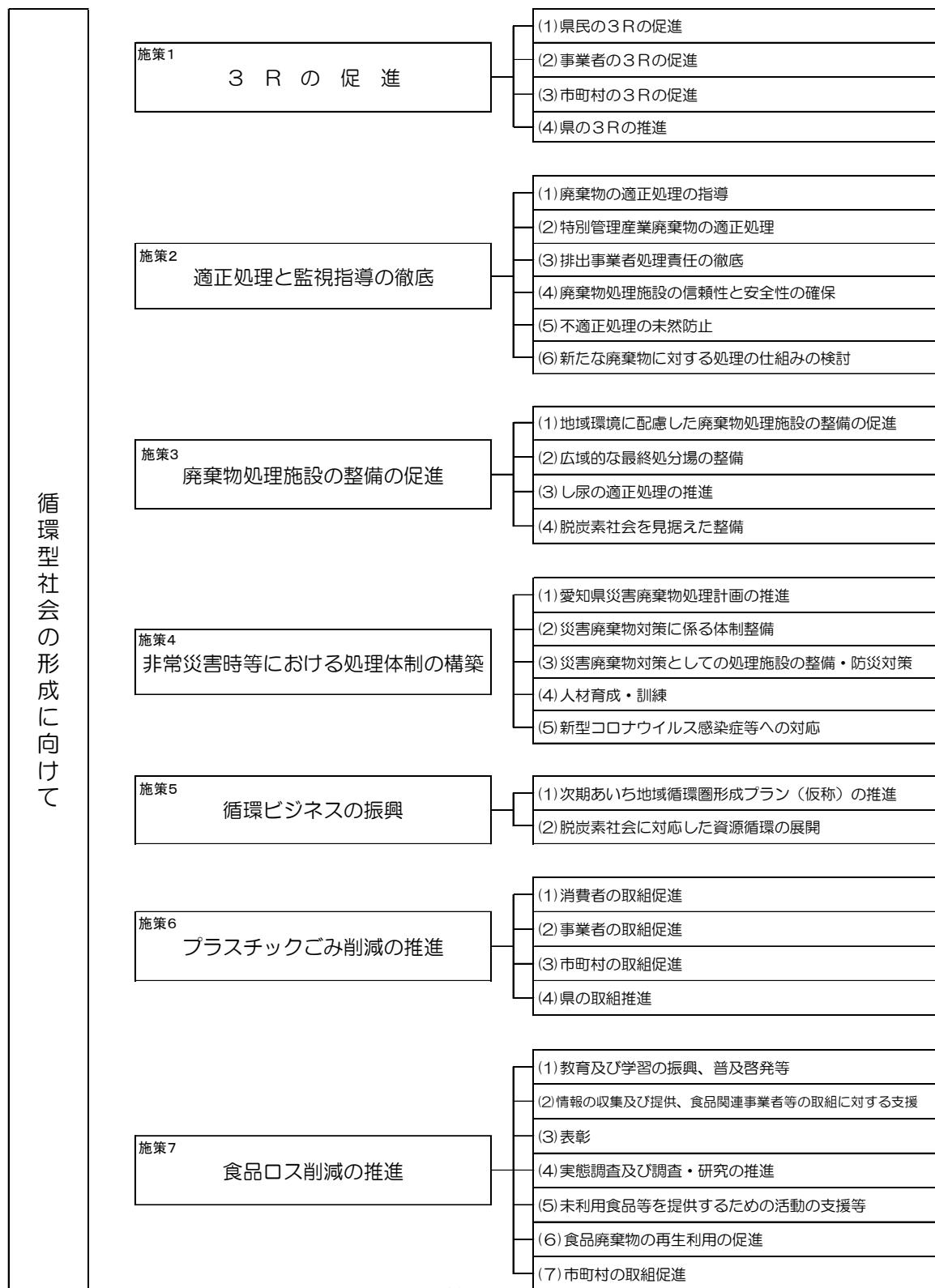
2026年度の予測値は2019年度実績から約2%増加する75万8千トンである。国の基本方針を満足しているため、出口側の循環利用率の上昇による最終処分量の削減効果を加味し、2019年度実績から約18%削減する61万4千トンを目標とする。

第4章 施策の展開

1 施策の方針

本計画では、第2章で抽出された課題への対応や第3章で掲げた目標の達成に向け、次の体系図（図34）に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

図34 廃棄物処理計画における施策体系図



2 具体的施策

施策 1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

- ① 県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。
- ② 市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組を促進する。
- ③ 市町村や関係団体と連携しマイバッグの普及を促進するとともに、市町村による容器包装廃棄物の分別収集への協力を呼びかける。
- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会、研修会等を開催することにより、3Rの必要性等を広く啓発するとともに、ごみ処理の有料化などの課題について引き続き検討を行う。
- ⑤ 3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。
 - ・学校教育の場で活用する環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成
 - ・あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供
 - ・あいち資源循環ナビを活用した資源循環に関する意識啓発
 - ・海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及
 - ・生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等
- ⑥ 容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。
- ⑦ 家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。
- ⑧ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。

(2) 事業者の3Rの促進

- ① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をWebページで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物の減量化・資源化等を促進する。
- ② 事業者による自主的取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、Webページの活用等により情報提供に努める。
- ③ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの

導入を促進する。

- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ⑤ 資源としての再生利用が確実な廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。
- ⑥ 「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」（2021年5月）に基づき、資源循環型畜産を推進し、2021度から2030年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等164箇所の整備を進める。
- ⑦ 建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づき、分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシャランを始めとした建設副産物に関する情報交換・共有を行う。
- ⑧ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する。
- ⑨ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。

（3）市町村の3Rの促進

- ① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。
- ② 市町村が行う以下の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。
 - ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進
 - ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進
 - ・不用品の再使用、再生利用の推進
 - ・紙類の分別、細分化の徹底の促進
 - ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率先的な調達
- ③ ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の検討を促進する。
- ④ 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。
- ⑤ 小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者に周知を図るとともに、市町村が実施する小型家電リサイクルに関する取組を促進する。
- ⑥ 家庭から排出されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。

⑦ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。

(4) 県の3Rの推進

① 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。また、税制度の目的や効果等について県民や事業者に広く周知するため、啓発活動を強化する。

<主な税充当事業>

- ・循環型社会形成推進事業
- ・地域飼料資源循環促進事業
- ・リサイクル資材管理システム構築業務
- ・広域最終処分場整備運営推進
- ・産業廃棄物適正処理対策事業
- ・産業廃棄物処理業者優良化推進事業
- ・再生資源活用審査事業
- ・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助など

② 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率先的な調達に取り組む。また、愛知県府の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、排出抑制及び再利用の徹底を推進する。

③ 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画 2015（中部地方版）」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。

④ 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」（2011年9月策定、2015年12月改定）に基づき、民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。

⑤ あいち資源循環ナビにより、資源循環に取り組む事業者のマッチングを図るとともに、循環ビジネス支援制度等を紹介する。また、小学生向けの環境学習等のコンテンツを適宜最新の情報に更新し、Webページを利用して広く県民や排出事業者に情報提供を行う。

⑥ 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、Webページ等を利用して広く県民に情報提供を行う。

⑦ 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、Webページ等を利用して広く県民に情報提供を行う。

⑧ P C B 廃棄物については、P C B 廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、Webページ等を利用して広く県民に情報

提供を行う。

- ⑨ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。

施策 2 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- ① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。
- ② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。
- ③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。
- ④ 産業廃棄物処理の透明性を確保し、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。
 - ・電子マニフェスト普及率：39.2%（2014） ⇒ 55.9%（2020）
- ⑤ 「優良産廃処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報をWebページで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（2018年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- ② P C B 廃棄物の保管事業者に対して、P C B 廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導する。また、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（2018年3月）に基づき、県内で保管されているP C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。
- ③ アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（2021年3月 環境省環境再生・資源循環局）に基づき、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を確実に実施するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

(3) 排出事業者処理責任の徹底

- ① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。
- ② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指

導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。

- ③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。
- ④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。
- ⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。
- ⑥ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（2016年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

（4）廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。
- ② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。また、施設の稼動前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。
- ③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。
- ④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。
- ⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

（5）不適正処理の未然防止

- ① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局、各県民事務所等（以下「各県民事務所等」という。）に設置した「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施

する。また、廃棄物処理に関する局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。

- ② 各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。
- ③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。
- ④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。
- ⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。
- ⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。
- ⑦ 県の事業主体である局、事業の発注局、事業に対する指導・監督局、廃棄物処理の指導・監督局等、関係局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。
- ⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。
特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内5政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。
- ⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑩ 自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者等）への監視・指導を行うとともに、法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑪ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に、県が製品の環境安全性等を事前審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。
- ⑫ 産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して、県民・排出事業者への「見える化」を図ることによって、不適正処理に関する通報を容易にする環境を維持できるよう、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムを運用する。
- ⑬ 地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドロ

ーン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。

(6) 新たな廃棄物に対する処理の仕組みの検討

- ① 2012年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、急速に普及した太陽光パネルの製品寿命に伴う大量廃棄に向けた処理方策について、検討する。
- ② 科学技術の進展に伴い、増加が懸念される薬品・農薬や炭素繊維製品などのリサイクルが困難な廃棄物を適正に処理するため、処理の枠組みなどを検討する。

施策3 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

- ① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従つて単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。
- ② また、安定的かつ効率的な一般廃棄物の処理体制の構築を促進するため、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化を推進する。
- ③ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。
- ④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。
- ⑤ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

(2) 広域的な最終処分場の整備

- ① 広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりである。
 - ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
 - ・ 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
 - ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。
- ② 広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。
 - ・ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次の最終処分場に関しては、事業着手から供用開始まで長期にわたることを踏まえ、早期に調査検討に着手することが重要である。このため、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることを念頭に置きながら、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極

め、その在り方について検討する。

- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。

(3) し尿の適正処理の推進

- ① 下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」（1996年6月策定、2016年7月見直し）に基づき、計画的、効率的に整備を行う。
- ② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。

(4) 脱炭素社会を見据えた整備

- ① 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用により循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。
- ② 廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。
- ③ 廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により次世代自動車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。

施策 4 非常災害時等における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進

「愛知県災害廃棄物処理計画」(2016年10月策定、2021年度内改定予定)に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。

§ 災害廃棄物処理に係る基本方針

○ 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、通常の一般廃棄物と比べ、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。具体的には、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に基づく13の広域化ブロックや尾張地域、西三河地域、東三河地域という地域ブロック、地域ブロックを超えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施する。

○ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

○ 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

(2) 災害廃棄物対策に係る体制整備

ア 市町村の役割

① 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担うため、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に域内の廃棄物を迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する。

※ 市町村災害廃棄物処理計画 53市町村策定済 (2021年3月)

② 災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理ができるよう、関係局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。

③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

イ 県の役割

① 市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な

観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。

- ② 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、市町村災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理が実効性のあるものとなるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。
- ③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え、建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。

(3) 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策

- ① 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。
- ② 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。

(4) 人材育成・訓練

- ① 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や、被災自治体の職員・専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。
- ② 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認を行う。また、一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症等への対応

- ① 今般の新型コロナウイルス感染症等、非常時の備えを万全にし、廃棄物処理業者等が事業継続を図れるよう、国が策定したガイドラインやマニュアル等を廃棄物処理業者等に周知する。
- ② 廃棄物処理では、選別作業のように労働者が集まって行っている作業や、紙ベースの産業廃棄物マニフェストの管理など人手により行う作業が多く存在する。こうした作業に従事する作業者の「三密」を回避し、接触感染を避けるため、処理作業の自動化や電子マニフェストの導入促進による事務作業の電子化の加速を図る。

施策5 循環ビジネスの振興

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を目指します

(1) 次期あいち地域循環圏形成プラン（仮称）の推進

「あいち資源循環推進センター」を核として、「あいち地域循環圏形成プラン」において推進したバイオマス資源の広域循環モデルや推進チームによる事業化の成果を継承するとともに、従来のリサイクリングエコノミーを更に発展させながら、資源投入量と廃棄物発生量を限りなく小さくするサーキュラーエコノミーへの転換を図り、循環型社会の形成を目指す「次期「あいち地域循環圏形成プラン（仮称）」」を推進する。

§ 基本的方向性

- 県内産業のパートナーシップの強化を図り、ライフサイクルアセスメントの視点によりサーキュラーエコノミー型ビジネスへと転換するとともに、これまでに培われてきたリサイクルを始めとする3Rの技術・取組の更なる高度化を促進し、リサイクル産業から資源を提供するリソーシング産業への発展を図る。
- サーキュラーエコノミーへの転換は、廃棄・リサイクルの段階だけでなく、設計・製造・流通・小売・利用・回収の段階も含めたライフサイクル全体で廃棄物削減やリサイクルを推進するとともに、DXを活用したモノからサービスへ展開する新たなビジネスの創出などが重要となることから、動脈産業と静脈産業の連携促進など、循環ビジネスの振興・支援を一層進める。
- 社会全体におけるサーキュラーエコノミーやESG投資・経営の認知度や理解度を上げ、企業戦略として位置付ける事業者の拡大を図るとともに、消費者にもサーキュラーエコノミーによる製品やサービスを積極的に利用してもらうため、人材育成や情報発信を実施する。
- 再生可能エネルギーを活用するとともに、食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物などのバイオマス資源を循環利用することで、脱炭素社会や自然共生社会づくりとの統合的な取組を推進する。

ア 資源循環モデルの展開

- ① 社会的課題となっているプラスチックや、今後課題となる太陽光パネルなどについて、動脈・静脈産業、有識者、市町村が連携し、製品のライフサイクル全体を通じたサーキュラーエコノミー型の循環モデルを構築するとともに、推進チームを立ち上げ、事業化を支援する。
- ② 食品廃棄物などのバイオマス資源を活用した広域循環モデルの成果を継承するとともに、モデルの横展開・高度化を図る。

イ 循環ビジネスの振興支援

- ① 「あいち資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導に加え、サーキュラーエコノミー型ビジネスやリソーシング産業への転換を図る相談など、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続、普及・展開までを総合的に支援する。
- ② 循環型社会形成推進事業費補助金により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、エコデザインを施した製品製造設備やリサイクル設備等の整備（リサイクル、リデュース、プラスチック関係設備整備）を実施する事業者に対して補助を行う。
- ③ サーキュラーエコノミー型ビジネスの普及のため、環境パートナーシップ・CLUB（E P O C）と連携して、事業者向けセミナー、先進的なリサイクル施設等の見学会及び事業者の工場等に出向く相談会を開催するほか、メッセナゴヤなどの大型イベントの場を活用して、事業者・団体が開発した製品・サービスの販路拡大を支援する。
- ④ 事業者、団体による資源循環や環境負荷低減を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施するとともに、表彰式などを通じて広く表彰事例を社会に紹介することによって循環型社会の形成と「環境首都あいち」をアピールする。
- ⑤ 「あいち資源循環ナビ」にある循環資源の提供事業者と再生・利用事業者のマッチング機能を活用し、異業種、他分野の産業・事業者をつなぐための支援を行う。

ウ 人材育成と情報発信

- ① 資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」について、講義にサーキュラーエコノミーやESG投資・経営といった視点を盛り込むなどカリキュラムを拡充しながら、実施する。
- ② 自治体職員向けにサーキュラーエコノミーやESG投資・経営に関するセミナーを開催し、県内への普及を図る。
- ③ あいち資源循環ナビにより、あいち資源循環推進センターの取組や循環ビジネスに関する最新情報を提供する。
- ④ サーキュラーエコノミー型ビジネスの事業化を考えている事業者に対して、先進事例やノウハウなどの情報を提供する。

（2）脱炭素社会に対応した資源循環の展開

- ① ごみ焼却施設における熱回収によるエネルギーの創出や、メタン発酵など廃棄物由来のバイオマス資源の利活用等により、地球温暖化対策を推進する。
併せて、廃棄物処理施設の周囲への緑地設置を促進する。
- ② 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要

なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。

このため、「低炭素水素認証制度」の運用により、廃棄物由来の再生可能エネルギー等を活用した水素の製造などによる低炭素水素サプライチェーンの事業化に取り組む事業者を支援し、水素社会の実現を目指す。

施策 6 プラスチックごみ削減の推進

消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減の取組を進めます

(1) 消費者の取組促進

- ① 消費者に対して、パンフレットやWebページ等を通じた普及啓発により、ごみは持ち帰り、自治体の回収ルールに従い処分する、散乱しないよう、ごみ出しを工夫する、使い捨て（ワンウェイ）でない、繰り返し使える製品（マイボトルなど）を使用するなどプラスチックごみ削減の取組を促進する。
- ② プラスチックごみに関する知識の普及と意識変容を図るため、生態系に影響を及ぼす恐れがあるマイクロプラスチックを始めとする海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及や、海岸漂着物に関する情報提供等を通じて、消費者の環境学習を促進する。

(2) 事業者の取組促進

- ① プラスチックごみ削減のためには、プラスチックのリサイクル技術の向上を図る必要があることから、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備を実施する企業に対して補助を行い、事業者の取組を支援する。
- ② 2020年7月に有料化が義務づけられたレジ袋について、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ③ 「ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみ削減取組表彰制度」により、事業者・団体の優秀取組を表彰することで、ワンウェイプラスチックごみ削減への関心を高めるとともに、取組を普及させることで、消費者、事業者、行政が一体となつた取組を促進する。
- ④ 2021年6月に成立した「プラスチック資源循環促進法」における事業者の責務等について周知、啓発を行い、ワンウェイプラスチック提供削減等の取組を促進する。

(3) 市町村の取組促進

- ① 「プラスチック資源循環促進法」に基づき、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施を促進するための技術的支援を行う。
- ② 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。

(4) 県の取組推進

- ① 本県では2020年1月に、ごみゼロ社会推進あいち県民会議が「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減に取り組むこととしていることから、消費者、事業者のプラスチッ

クごみ削減に向けた意識を醸成するための施策を講じる。

- ② 県内3地点（伊勢湾、三河湾及び遠州灘）において、漂着ごみ組成調査を実施し、その実態把握を進める。
- ③ 空き缶等ごみの散乱防止に関する条例に定める「ごみ散乱防止強調週間（5月30日から6月5日まで）」の取組として、ポイ捨て防止の普及活動や清掃活動などを実施する。

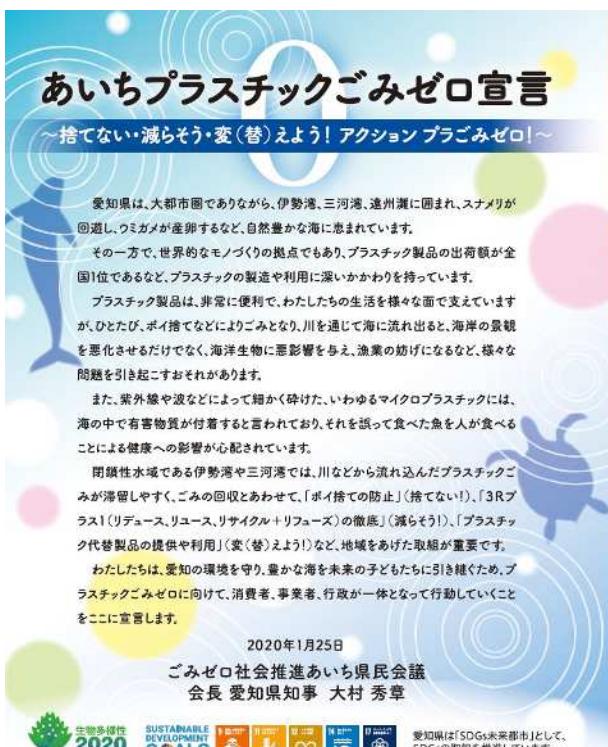
トピックス

あいちプラスチックごみゼロ宣言

2020年1月に開催したごみゼロ社会推進あいち県民大会において、プラスチックごみゼロに向けて、消費者、事業者、行政が一体となった取組を促進するため、3つの柱のもと、具体的な21の取組を提示・推奨する宣言を発表した。

【3つの柱】

- 「捨てない」：ポイ捨ての防止
- 「減らそう」：3Rプラス1
(リデュース、リユース、リサイクル+リフューズ)の徹底
- 「変(替)えよう」：プラスチック代替製品の提供や利用



施策7 食品ロス削減の推進

多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を進めます

食品ロス削減については、第5章食品ロス削減推進計画に従って取組を進める。

第5章 愛知県食品ロス削減推進計画

1 計画の策定

(1) 策定の趣旨

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生している。この食品ロスの問題については、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsのターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」ことが盛り込まれ、その削減が国際的にも重要な課題となっている。我が国においても食品ロスの年間発生量は約600万トンと推計され、そのうち約324万トンが食品製造業や外食産業等から、約276万トンが家庭から発生している。(2018年度推計 環境省・農林水産省)

このような食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながる。食品ロスの削減により、こうした無駄を無くすることで、家計負担や廃棄物処理に係る地方公共団体の財政支出の軽減、さらにはCO₂排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できる。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことも重要となる。

本県では、2017年3月に「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」を立ち上げ、関係部局間の協力により、全庁を挙げてこの問題に取り組んできたところである。また、2019年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、2020年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。こうした状況を踏まえ、食品ロス削減の取組を着実なものとするため、「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めていく。

(2) 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国的基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(都道府県食品ロス削減推進計画)として位置付ける。

また、同法第12条第2項の規定に基づき、「あいち消費者安心プラン2024

(第三次愛知県消費者行政推進計画)」及び「あいち食育いきいきプラン 2025(第4次愛知県食育推進計画)」等の関連計画と調和を図りながら、食品ロスの削減を進める。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2022年度から2026年度までの5年間とする。なお、今後の社会情勢の変化や食品ロスに関する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行う。

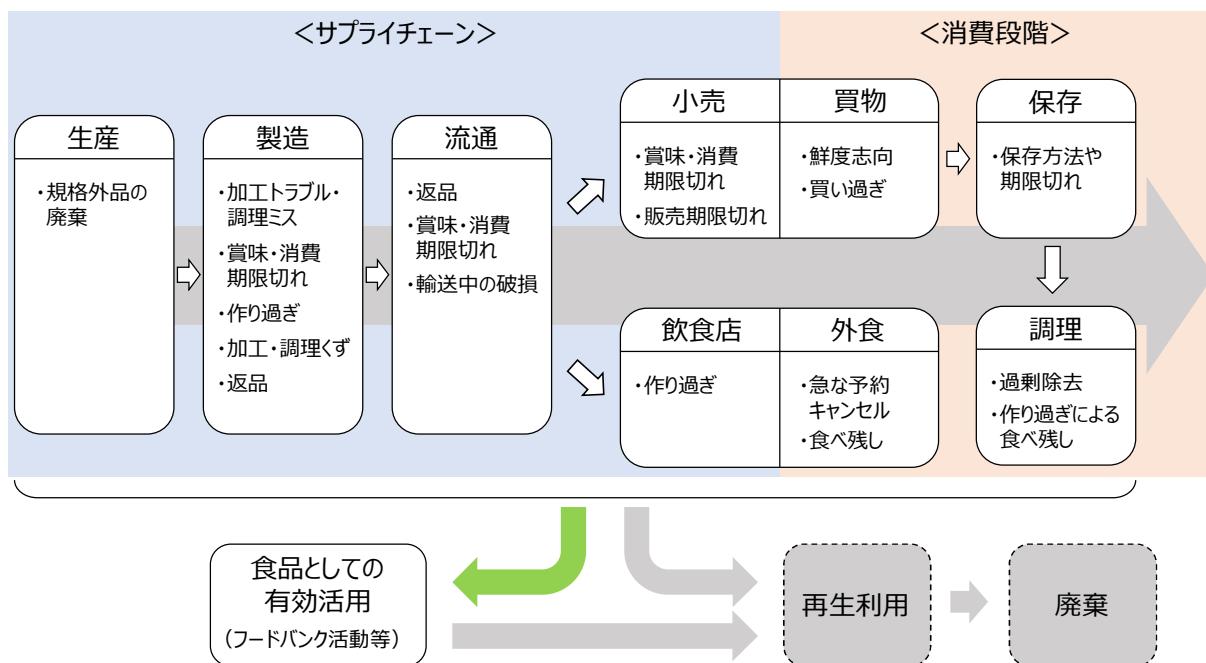
2 食品ロス発生の現況

(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール※」を始めとする商慣習等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等である（図35）。

※食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売事業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つ。期限内に納品できなかった商品は、ほかに販売できる先がない場合にはそのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっている。

図35 食品ロスの主な発生要因（フロー図）



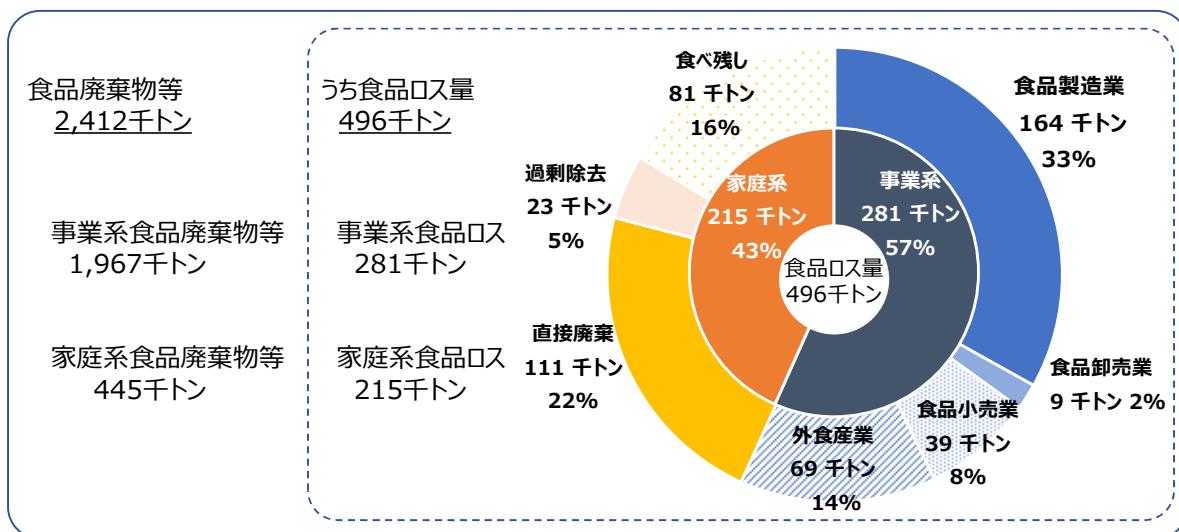
資料：令和2年版 消費者白書（消費者庁）より作成

(2) 食品ロスの現況（全体像）

県内の食品ロスの現状を把握するため、本県では、2019～2021年度に県内市町村と連携して食品ロス等の実態把握調査を実施しており、その結果等から食品ロス発生状況の推計を行った（図36）。

県全体では 年間 2,412 千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち 21%にあたる 496 千トンが食品ロスと推計された。また、県内で排出される食品ロスのうち、57%にあたる 281 千トンが食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの排出（事業系食品ロス）であり、残りの 43%にあたる 215 千トンが家庭からの排出（家庭系食品ロス）である。

図 36 県内の食品ロスの発生状況（2019 年度）



※事業系の 2019 年度食品ロス量等については、推計に用いる統計資料が未公表のため、暫定値。
(2021 年 10 月末時点)

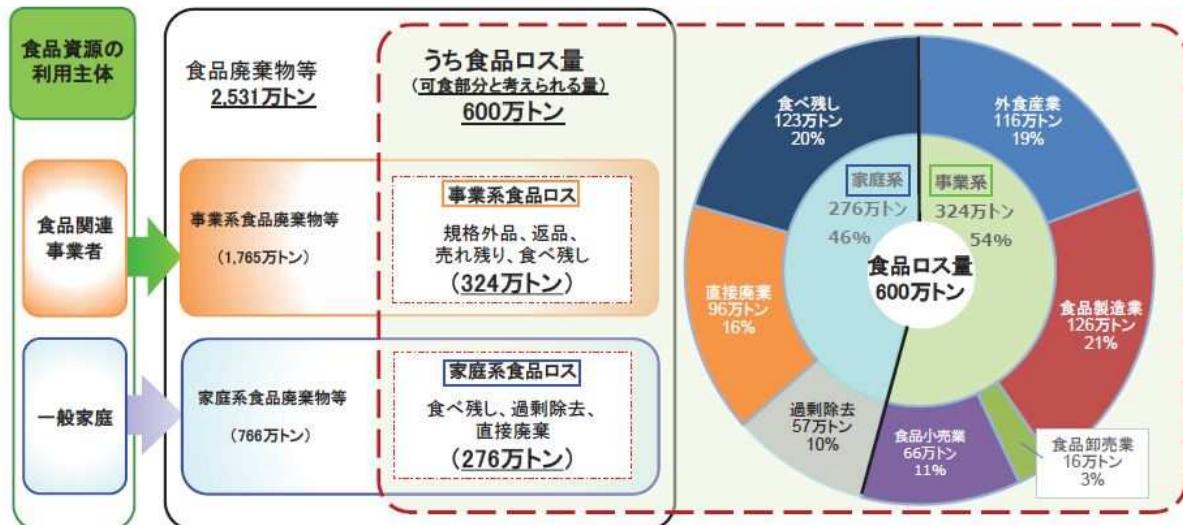
資料：愛知県

参考として全国の発生状況を以下に示す（図 37）。本県の食品ロスを全国と比較すると、事業系の排出割合がわずかに高く、特に食品製造業からの排出の占める割合が高い。

これは、本県が食品製造業（食料品製造業、飲料等製造業）が盛んな地域※であることに起因すると考えられる。

※県内食品製造業の製造品出荷額等は、2兆 1,556 億 3 千万円（2019 年）で全国第 4 位（全国の 5.5%）、特に生菓子、パン、めん類、ソースなどの生産品目において全国有数の出荷量である。

図 37 全国の食品ロスの発生状況（2018 年度）



資料：農林水産省及び環境省「平成 30 年度推計」

(3) 家庭系食品ロスの現況

ア 発生量

家庭系食品ロスの発生量については、県が 2019 年度に実施した県内 6 市における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果と、名古屋市の独自調査の結果から推計を行った（表 14）。

県内の家庭系食品ロス量は 215 千トンであり、県民一人一日当たりに換算すると約 78g（食パン約 1 枚）となり、全国の推計値（約 56g）よりもやや多い結果となった。

表 14 愛知県における家庭系食品ロス量等（2019 年度：推計）

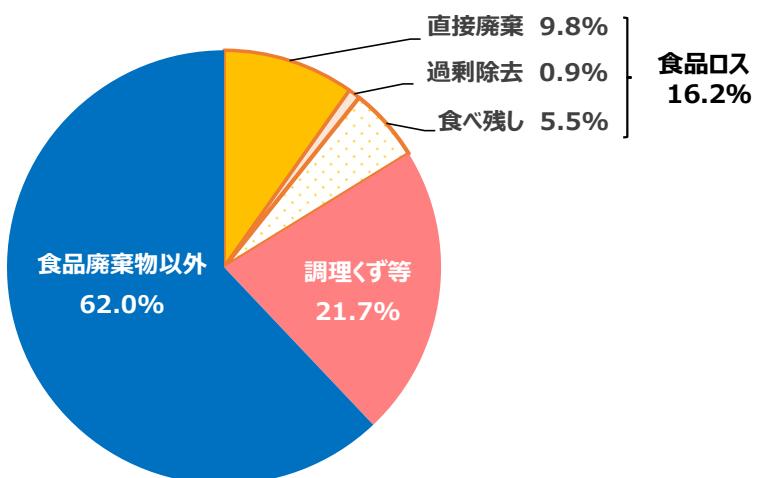
	愛知県	全国
生活系可燃ごみ収集量（千トン）	1,271	19,368※ ¹
うち食品廃棄物量（千トン）	445	7,536※ ²
うち食品ロス量（千トン）	215	2,612※ ²
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合（%）	48.3	34.7
1人1日当たりの食品ロス量（g／人・日）	77.8	56.1

※1 令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

※2 令和 2 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

また、調査対象市における生活系可燃ごみの組成は、図 38 のとおりとなり、家庭系食品ロスは、生活系可燃ごみのうち約 6 分の 1 (16.2%) を占め、その内訳は、直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順であった。

図 38 生活系可燃ごみの組成（調査市の平均）



※1 合計は、四捨五入のため一致していない。

※2 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※3 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※4 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

資料：愛知県

【参考】家庭系食品ロス量調査の詳細

<調査の概要>

- ア 実施時期：2019年8、9月（夏季）及び11、12月（冬季）
- イ 調査市：豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市
- ウ 方 法：環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」による
- エ 主な手順：
 - ・4つの代表的な地域（新興住宅地、既存市街地、集合住宅地及び農家地区）の家庭から排出される可燃ごみ（生活系可燃ごみ）を採取
 - ・各地域約100kgのごみ袋を開袋し、食品ロス等を計量

図39 調査の様子



<調査結果>

- 各市の生活系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、春日井市が最も多く18.8%、豊橋市が最も少なく14.3%であった。（表15）
- いずれの市においても直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順であった。（表15）
- 各地域別では、集合住宅地が最も多く17.3%、既存市街地が最も少なく15.7%であった。（表16）
- また、夏季と冬季の調査結果を比較すると、夏季15.5%、冬季17.1%であり、冬季においては、夏季に比べ過剰除去及び食べ残しの割合が高い結果となった。（表17）

表 15 調査市別の結果（調査した生活系可燃ごみに対する食品ロス等の割合）

(単位 : %)

分類項目	春日井	一宮	豊田	半田	岡崎	豊橋	平均
直接廃棄 ^{*1}	12.1	10.3	10.6	8.7	9.0	8.2	9.8
過剰除去 ^{*2}	0.8	1.1	1.3	0.9	0.8	0.7	0.9
食べ残し ^{*3}	5.9	4.8	5.3	7.0	4.8	5.4	5.5
食品ロス計	18.8	16.2	17.2	16.6	14.6	14.3	16.2
調理くず等	24.0	21.8	20.7	23.4	18.9	21.4	21.7
食品廃棄物計 ^{*4}	42.8	38.0	37.9	40.0	33.5	35.7	38.0
食品廃棄物以外	57.2	62.0	62.1	60.0	66.5	64.3	62.0

※1 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※2 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※3 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

※4 合計は、四捨五入のため一致していない。

表 16 地域別の結果

(単位 : %)

分類項目	新興住宅地	既存市街地	集合住宅地	農家地区
直接廃棄	9.9	9.9	9.8	9.6
過剰除去	0.7	0.9	1.1	1.0
食べ残し	5.5	4.9	6.4	5.3
食品ロス計	16.1	15.7	17.3	15.9
調理くず等	21.6	20.5	21.5	23.2
食品廃棄物計	37.7	36.2	38.8	39.1
食品廃棄物以外	62.3	63.8	61.2	60.9

表 17 季節別の結果

(単位 : %)

分類項目	夏季	冬季
直接廃棄	10.4	9.2
過剰除去	0.3	1.6
食べ残し	4.8	6.3
食品ロス計	15.5	17.1
調理くず等	20.1	23.2
食品廃棄物計	35.6	40.3
食品廃棄物以外	64.4	59.7

図 40 家庭から排出された食品ロス（直接廃棄）

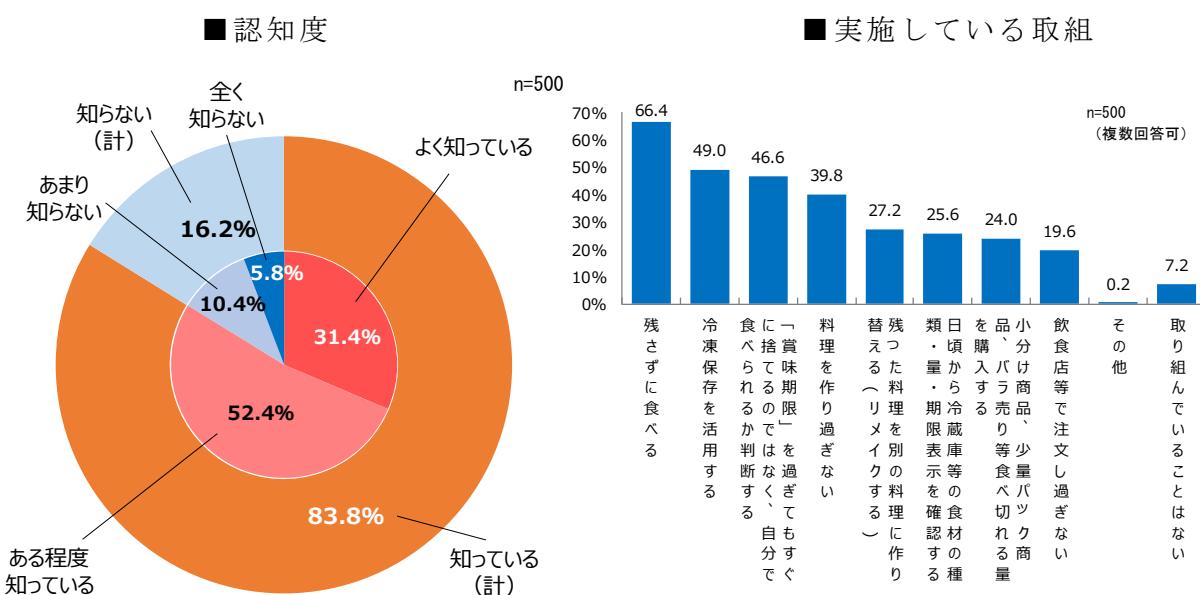


イ 県民意識

本県が 2020 年度に実施した県民アンケート調査結果では、食品ロスについての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は 83.8% であり、県民の 92.8% が食品ロスを減らすための何らかの取り組みを行っていた（図 41）。

これらの結果から、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合を集計したところ 82.6% となり、全国の 76.6%（2020 年度、消費者庁調べ）と比べ高い状況であった。

図 41 県民の食品ロスに対する認知度及び削減取組状況



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

ウ 課題

県内の食品ロスの約 4 割は家庭からの発生であり、県民一人一人が食品ロスに関する問題意識を持ち、削減の取組を進める必要がある。具体的には、買い物時に事前に家にある食材をチェックし不必要なものを買わない、食品の保存方法を工夫する、食材や調理方法についての正しい知識を身に着け、無駄なくおいしく食材を使いきるといったように、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要である。

このため、現状でも比較的高い水準にある食品ロスに関する県民意識を生かし、適切な情報発信や普及啓発活動により、さらなる削減を促進する必要がある。

(4) 事業系食品ロスの現況

ア 発生量

事業系食品ロスの発生量については、県が 2020 年度に実施した食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）対象のアンケート調査（事業系食品ロス量調査）結果と、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物量の国への定期報告結果等を踏まえ推計を行った（表 18）。

県内の事業系食品ロス量は 281 千トンであり、内訳は食品製造業で最も多く、次いで外食産業、食品小売業、食品卸売業の順であり、全国よりも食品製造業の占める割合が高い（愛知県：58%、全国：39%）。

表 18 愛知県における事業系食品ロス量等（推計）

区分	愛知県（2019 年度）			全国（2018 年度）		
	食品廃棄物量 (千トン)	食品ロス量 (千トン)	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 (%)	食品廃棄物量 (千トン)	食品ロス量 (千トン)	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 (%)
合計	1,967	281	14%	17,652	3,240	18%
食品製造業	1,712	164	10%	13,998	1,260	9%
食品卸売業	19	9	50%	284	160	56%
食品小売業	76	39	51%	1,223	660	54%
外食産業	160	69	43%	2,148	1,160	54%

※愛知県の 2019 年度食品ロス量等については、推計に用いる統計資料が未公表のため、暫定値。

（2021 年 10 月末時点）

資料：愛知県（愛知県分）、農林水産省（全国分）

イ 発生要因

業種別の食品ロスの発生要因について、アンケート調査結果から、回答が多かったものを挙げると、食品製造業では「製造工程における原材料端材」が約 52%、食品卸売業では「納品期限の切れた商品（売れ残り商品）」と「入荷後の傷み等により食用にならない原材料等」がともに約 44%、食品小売業では「販売期限切れの商品」が約 92%、外食産業では「お客様の食べ残し」が約 89%となっていた（表 19）

表 19 事業系食品ロスの発生要因 (n=492、複数回答)

要因	業種					
	食品 製造業 (n=166)	食品 卸売業 (n=18)	食品 小売業 (n=164)	外食産業 (n=144)	宿泊業 (n=18)	飲食店、持 ち帰り、その他 (n=126)
原材料仕入れ過程	入荷後の傷み等により食用にならない原材 料等	26.5%	44.4%	50.6%	31.9%	27.8%
	過剰発注等の発注ミス	19.3%	22.2%	49.4%	16.7%	5.6%
	規格外農産物等	8.4%	22.2%	23.8%	3.5%	0.0%
製造・調理過程	製造工程における原材料端材(パンの耳 等)	52.4%	11.1%	60.4%	25.0%	27.8%
	見込み生産等による作りすぎなど、需要予 測ミスによる廃棄	31.9%	22.2%	68.3%	29.9%	33.3%
	試作品・サンプル品	45.8%	11.1%	17.7%	18.1%	16.7%
	返品、不良品(パッケージの印刷ミス等)	42.2%	22.2%	37.2%	2.8%	0.0%
	設備の操作ミスによるロス	42.8%	5.6%	4.9%	6.3%	0.0%
	立ち上がりロス等の設備に起因するロス ^{※1}	42.2%	5.6%	6.7%	1.4%	0.0%
輸送・卸 売・保管過 程	発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできる もの(おから、日本酒の酒粕等)	7.2%	0.0%	1.2%	0.7%	0.0%
	事故品(輸送中のパッケージ破損、保管中 の異物混入等で回収したものなど)	21.7%	27.8%	28.0%	3.5%	0.0%
	納品期限の切れた商品(売れ残り商品)	18.7%	44.4%	7.9%	5.6%	0.0%
小売過程	販売期限切れの商品(生鮮品、弁当・日配 品、加工食品等)	16.3%	33.3%	91.5%	21.5%	22.2%
	仕入れた材料の使い残し	9.0%	5.6%	34.1%	18.8%	16.7%
	事故品(異物混入等で回収したもの)	12.0%	11.1%	30.5%	8.3%	5.6%
飲食物の 調理・提供	お客様の食べ残し	4.8%	0.0%	15.9%	88.9%	88.9%
	事前の作り過ぎなど、需要予測ミスによる廃 棄	7.8%	5.6%	34.1%	58.3%	55.6%
	試作品・サンプル品(食品衛生対応を含む)	9.0%	5.6%	11.6%	20.8%	44.4%
その他	その他 ^{※2}	6.0%	5.6%	2.4%	3.5%	5.6%
						3.2%

※1 運転開始・終了時のロスなど。操作ミス以外によるロス

※2 設備の清掃時に発生する食品ロス、契約により入荷量が固定されていることによるロス等

資料：事業系食品ロス量調査結果（愛知県）

ウ 事業者の取組状況

アンケート調査結果における、県内事業者の食品廃棄物や食品ロス削減に向けた取組への関心度は、「関心がある(非常に関心がある+やや関心がある)」が約71%であり、実際に約72%の事業者が何らかの取組を実施している(図42)。

一方で、取組を実施していない事業者にその理由を確認したところ、「知識・情報の不足」や「どのように取り組めばよいかわからない」といった回答が多く、食品ロス削減のノウハウの不足が主な理由となっていた(図42)。

また、比較的多くの事業者が取組を実施している一方で、事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合は、約51%にとどまっていた(図43)。

図 42 食品廃棄物・食品ロス削減に向けた取組状況等

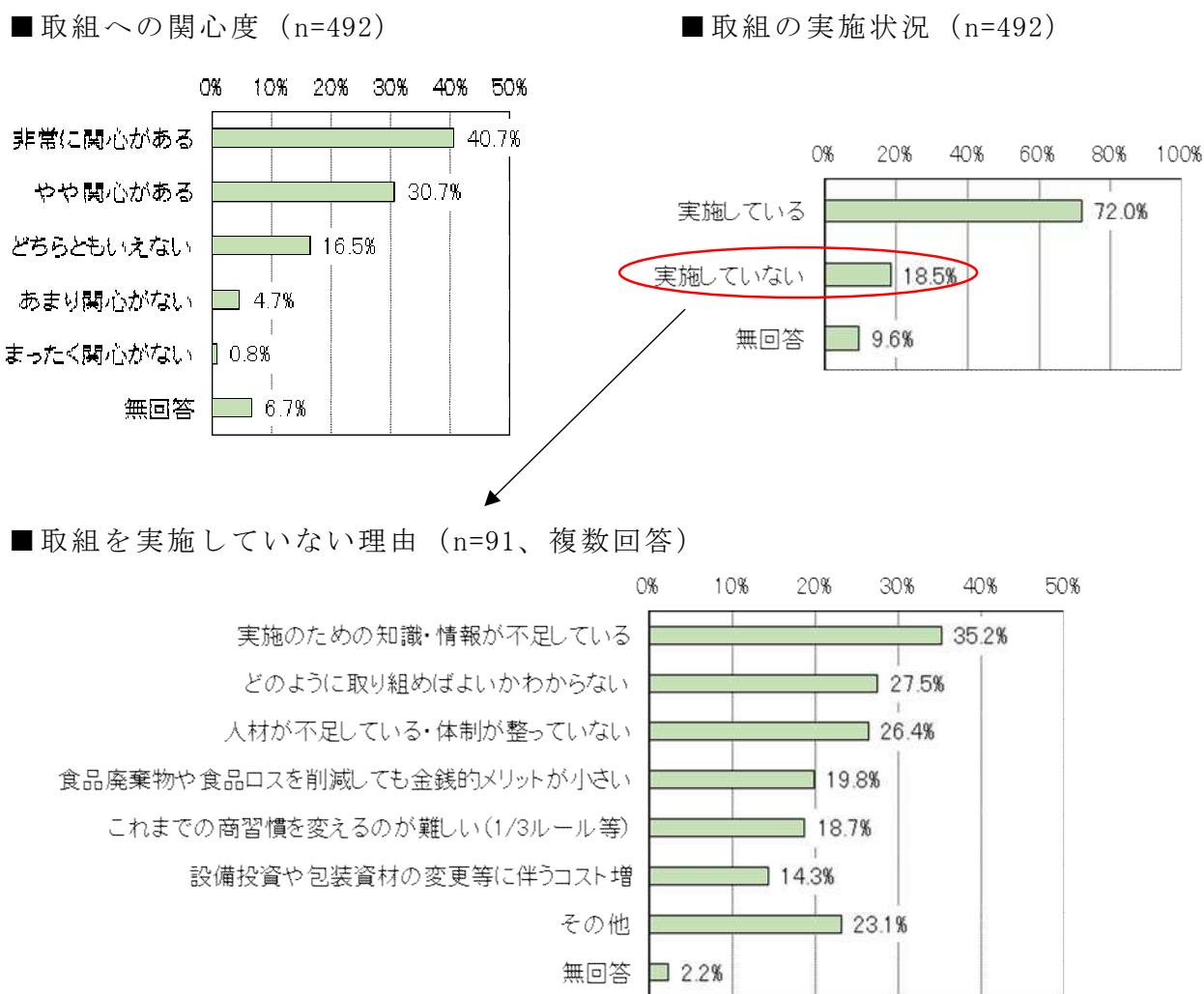
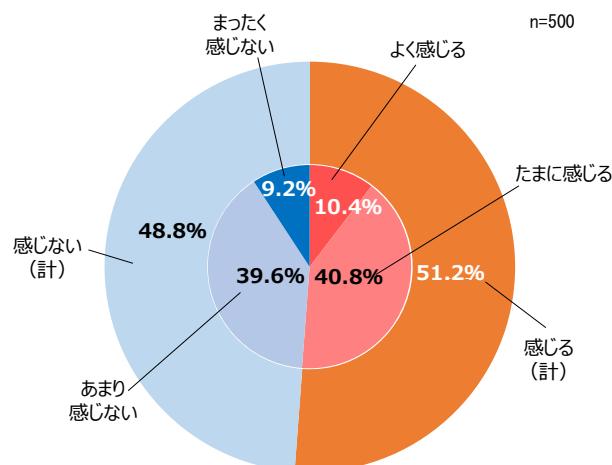


図 43 事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

工 課題

事業系食品ロス削減に向けては、各事業者がその業態に応じて、食品の無駄のない利用や適正管理、食品ロスの削減につながる商品開発等に取り組むだけでなく、サプライチェーン全体でも、厳しい納品期限（3分の1ルール等）といった商慣習の見直しや適正な需要予測に基づく製造、仕入れ、提供の推進に取り組まなければならない（表20）。そのため、先進的な事業者の取組事例の発信・共有等により、食品関連産業全体の取組を促進する必要がある。

一方で、食品小売業や外食産業における食品ロスの発生要因は、消費者の意識に起因するものも多く、消費者に対しても過度な鮮度志向や賞味期限への理解不足の解消、外食時の食べ残し削減のための食べきり・持ち帰りの推奨といった意識啓発に取り組む必要がある。

また、事業者の取組に対する県民の認知度は高くない現状であり、今後、事業者の課題や取組を消費者である県民に対しても発信することで、県民側も事業系食品ロスの発生と自身の行動とのつながりについての理解を深め、問題意識を共有し、社会全体で削減の取組を加速することができると考えられる。

表20 食品ロス削減のための事業者の取組例

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、 余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
食品製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の防止
食品卸売 ・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、 ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力

資料：食品ロスポータルサイト（環境省）より作成

【参考】アンケート調査（事業系食品ロス量調査）の概要

- 調査期間：2020年11月上旬～12月上旬
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査対象等：愛知県内の食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（宿泊業と飲食店、持ち帰り、その他の2業種））約6万事業所から業種や事業規模を考慮して抽出した2,679事業所に調査票を配布し、702事業所から回答（回収率：26.2%、業種別の回答状況は表21のとおり。）
- 主な調査項目：食品廃棄物、食品ロス等の排出の有無、平均的排出状況、食品ロスの発生要因、削減の取組への関心度、実施状況 等

表21 調査対象及び回答状況

業種	産業中分類	合計		
		配布数	回収数	回収率
食品 製造業	食料品製造業	576	214	37.2%
	飲料等製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）のみ）			
食品 卸売業	各種商品卸売業	241	71	29.5%
	飲食料品卸売業			
食品 小売業	各種商品小売業	686	200	29.2%
	飲食料品小売業			
	無店舗小売業			
外食 産業	宿泊業	116	28	24.1%
	飲食店	1,060	189	17.8%
	持ち帰り・配達飲食サービス業			
	その他の生活関連サービス業			
合計		2,679	702	26.2%

3 計画の目標

本計画では、国の目標を踏まえ、食品ロスの削減目標及び食品ロスに対する消費者意識についての目標を設定し、取組を推進する。

(1) 食品ロスの削減目標

食品ロスの削減について、国はSDGsの目標を踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年7月公表)において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしている。

このような国の目標を踏まえ、2030年度までに県内で発生する食品ロス量を2000年度比で半減させることを将来目標とした上で、計画期間における目標として2026年度の目標量を設定し、取組を推進する(表22)。

表22 食品ロスの削減目標

	参考値 (2000年度)	現状 (2019年度)	目標 (2026年度)	将来目標 (2030年度)
食品ロス 発生量	825千トン	496千トン	443千トン	412千トン [2000年度比50%削減]
家庭系	343千トン	215千トン	187千トン	171千トン
事業系	482千トン	281千トン	256千トン	241千トン

(2) 県民意識の目標

国は食品ロスに対する消費者意識について、第4次食育推進基本計画(2021年3月公表)において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を2025年度までに80%とする目標を掲げている。

2020年度に本県が実施したアンケート調査(P74参照)では、県内の割合は82.6%となっており、既に国の目標値を達成している状況である。このため、国を上回る目標として、2026年度には85%を目指す(表23)。

表23 県民意識の目標

	現状 (2020年度)	目標 (2026年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%

4 施策の展開

食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取組を進めることが重要である。

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する必要があり、このような視点に基づき施策を展開する。

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育に関する取組とも連携しながら推進する。

① 食品ロスを減らすためのポイント、知識について、普及啓発資材や環境に関するイベント、Web ページ等により、広く県民に啓発する。

＜具体的な取組＞

- ・「愛知県食品ロス削減サイト」による情報発信
- ・食品ロス削減に関するポスターの作成・配布
- ・食品ロス削減啓発イベント等の開催、関連イベントへの啓発ブースの出展
- ・3 R 啓発リーフレット「減らそうごみ 進めよう3R」の作成

トピックス

家庭の食品ロスを減らすためにできること

家庭からの食品ロス削減のために、日々の暮らしの中で実践できることは多くあります。県では、以下のような削減のポイントについて、Web ページ等により啓発を行っています。

○買い物時の取組

買い過ぎは食品ロスの出発点です。必要なものを買うようにしましょう。

The infographic consists of five panels:

- 1 事前に冷蔵庫内などをチェック**: Before shopping, check the refrigerator and other storage areas. It's effective to take photos with a memo or smartphone. Use a checklist.
- 2 食品購入は必要なときに必要な量だけ**: Buy only what is needed. Foods with high food waste are vegetables and other fresh foods. Buy in small quantities.
- 3 手前に陳列されている食品をチョイス**: Before leaving, choose from items displayed. Check expiration dates based on purchase date.
- 4 ローリングストックの実践**: Practice rolling stock. Buy in small amounts, store in a rolling stock, and eat as needed.
- 5 賞味期限と消費期限の違いを理解する**: Understand the difference between shelf life and consumption date. Shelf life is the period until which it is delicious. Consumption date is the safe-to-eat date. Even if it has passed the consumption date, it can still be eaten if it is stored well.

○調理時の取組

生産者や食材に感謝の気持ちを持って上手に調理し、残さずいただきましょう。

The infographic consists of four panels:

- 1 残っている食材から使う**: Use leftover ingredients. They are food waste fighters.
- 2 野菜や果物の皮も調理の仕方次第では食材に**: Use vegetable and fruit peels as ingredients. They are nutritious.
- 3 食材を上手に食べきる**: Eat up ingredients. Regularly clean refrigerators and storage areas.
- 4 余った料理を別の料理にアレンジ**: Rearrange leftover meals. A screenshot of the cookpad website shows various recipes.

② 食品ロス削減環境学習プログラムの活用等により、食品ロスに関する理解と実践を促すための環境学習や学校教育を推進する。

＜具体的な取組＞

- ・食品ロスに関する環境学習プログラムの普及
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成と学校への配付
- ・あいち環境学習プラザにおける環境学習の実施
- ・あいち eco ティーチャーの活用
- ・「学校食育推進の手引」、「学校給食の管理と指導」の作成と学校への配付
- ・担任、栄養教諭や管理職などによる食に関する指導

トピックス

食品ロス削減環境学習プログラム

愛知県では食品ロスを減らすため、小学校の授業等で利用できる学習プログラム「学ぼう！へらそう！『食品ロス』～大切な食べものを、おいしく食べるために～」(小学生（中・高学年程度）対象)を作成しています。

この学習プログラムは、子どもが親しみやすいよう、動画やすごろくを通して楽しく学ぶことができるものとなっており、環境学習実施者向けの指導者用マニュアルも作成していますので、様々な環境学習の機会に活用可能です。

教材および指導者用マニュアルは、県から貸し出しを行うとともに、県の Web ページ「愛知県食品ロス削減サイト」からもダウンロードできます。

図 環境学習プログラムと授業での活用の様子



③ 人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及啓発と連動した啓発活動を行う。

<具体的な取組>

- ・消費生活情報「あいち暮らしっく」による情報発信
- ・消費生活情報サイト「あいち暮らし WEB」による情報発信
- ・SNSによる情報発信
- ・エシカル消費ポータルサイト「私が変わる 未来を変える 『エシカル×あいち』」による情報発信
- ・エシカル消費普及啓発イベント等の開催

④ 「あいち食育いきいきプラン 2025(第4次愛知県食育推進計画)」に基づく、食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組の一つとして、積極的に食品ロス削減に取り組むための普及啓発を行う。

<具体的取組>

- ・Web サイト「食育ネットあいち」による情報発信
- ・パンフレット「あいちエコ食スタイル今日から始める 20tips」の配布
- ・「あいち食育いきいきレポート」による情報発信

(2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者等が実施する、食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロス削減のための取組事例の発信・共有や、各種報告等を通じた指導等により事業者の取組を促進する。

① 事業者等の先進的な取組や優良事例に関する情報を収集し、Web ページでの発信やイベントでの事例発表等により横展開を促進する。

<具体的な取組>

- ・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の課題別部会や食品ロス削減イベントにおける取組事例発表やセミナー・相談会などの実施
- ・食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の情報を収集し、取組を Web ページ等で発信
- ・需要予測の高度化や、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組に関する情報発信

② 食品廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や、各種報告等を通じた働きかけ及び技術指導等により、事業者の取組促進を図る。

<具体的な取組>

- ・多量排出事業者における産業廃棄物処理計画書の作成指導
- ・食品廃棄物排出事業者向けリーフレットの配布
- ・食品製造事業者への技術指導の実施
- ・食品製造におけるロスの削減にもつながる H A C C P* の優れた手法を利用

した衛生管理システムの新規営業者への導入支援及び既存営業者への実施状況の確認

※Hazard Analysis and Critical Control Point：最終製品の検査によって安全性を保証しようとするのではなく、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理の手法

- ③ 外食産業関連事業者と連携した忘年会・新年会シーズンにおける「3010運動」の推進など、食品関連事業者と連携して消費者に対する啓発を推進する。

<具体的な取組>

- ・3010運動推進キャンペーンの実施
- ・適切な購買行動や外食時の食品ロスを削減するための取組の情報発信

トピックス

外食時の食品ロスを減らすためにできること

外食産業における食品ロスの発生の多くは、消費者の食べ残しによるものと考えられます（P76 参照）。外食時の食べ残しを減らすための取組を紹介します。

○3010運動

愛知県では、宴会時に乾杯後 30 分と終了前 10 分を離席せずに食べ残しを減らす「3010運動」について呼びかけています。

準備 参加者の性別・年齢・好み等を確認して、適量を注文してください。



○食べきれなかった料理の持ち帰り

外食時にどうしても食べきれなかった料理を持ち帰り、家庭で食べきることができれば食品ロスの削減につながります。

米国では、「ドギーバッグ」※と呼ばれる持ち帰りのための容器が一般的に使われていますが、提供後に時間が経過した料理の取扱いには、食品衛生の観点から十分に配慮する必要があります。

国は消費者の自己責任による持ち帰りについて、「mottECO(モッテコ)」というネーミングとロゴを作成し、持ち帰り時の注意事項と合わせて、普及に取り組んでいます。

※元々は、客が、飼っている犬に食べさせたためと(言い訳をして)持ち帰ったことが、名前の由来。

資料：環境省

(3) 表彰

企業、団体による3Rなど環境負荷低減（食品ロスの削減も含む）に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、企業等へのインセンティブを与えるとともに、国の表彰制度である「食品ロス削減推進大賞」なども活用し、県民に取組の重要性を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・愛知環境賞の実施
- ・国の表彰制度の発信

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

県内の家庭系及び事業系食品ロスの排出実態把握調査や県民意識調査を定期的に実施し、その成果を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・家庭系及び事業系食品ロスの排出実態調査の実施
- ・食品ロスに関する県民意識調査の実施

(5) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

品質に問題がないものの廃棄されそうな食品を、生活困窮者等の食品を必要とする人や施設に届け、有効活用するフードバンク活動は、貧困対策や被災地支援等様々な社会課題の解決に向けた意義のある取組であるだけでなく、食品ロスの削減にもつながる。このような活動を支援するとともに、その活動を広く紹介し県民の理解を促進する。

また、様々な機関・団体や各種イベントにおいて、家庭で余っている食品を集め、フードバンク団体等に寄付するフードドライブについても県内での実施を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・生活困窮者の自立支援を促すため、フードバンクと連携し、緊急的に食料を必要とする方への支援の実施
- ・民間企業からフードバンクへの食料提供等に対する支援の実施
- ・フードバンク活動に関する情報発信
- ・県主催イベント等でのフードドライブの実施や、県内におけるフードドライブの実施支援
- ・県の災害用備蓄食料更新時には、フードバンク団体等への提供を行うとともに、市町村や事業者においても同様の取組を促進

(6) 食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する。

<具体的な取組>

- ・「次期あいち地域循環圏形成プラン（仮称）」に基づき、食品廃棄物等のバイオマス資源を活用した広域循環モデルの高度化・横展開を支援
- ・「循環型社会形成推進事業費補助金」により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル設備等の整備を実施する事業者に対して補助を実施

(7) 市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する積極的な支援を行う。

<具体的な取組>

- ・市町村における食品ロス削減推進計画の策定促進のため、技術的な支援等を検討
- ・市町村の取組状況を把握し、市町村が実施する特に先導的・効果的な施策については、当該市町村と協力して県内全体への展開促進

5 計画の推進

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

本計画を円滑に推進していくためには、県民（消費者）、事業者、関係団体、行政等の関係者が食品ロス削減の必要性を認識した上で、それぞれに期待される役割と行動を理解し、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことをできることから着実に進めていくことが重要である。

（1）各主体に求められる役割と行動

ア 県民（消費者）

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深める。
- ・日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する。
- ・期限間近商品の優先購入や食材の使い切り・食べ切りなど、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・未利用食品の譲り合いやフードバンクや子ども食堂等への寄付等を行う。
- ・事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力に努める。

イ 事業者

①事業者（食品関連事業者、農林漁業者以外の事業者を含む）の共通事項

- ・食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・災害用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供等）。

②食品関連事業者・農林漁業者の共通事項

- ・サプライチェーン全体での食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深める。
- ・消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・事業活動の中で発生する食品ロスを把握し、削減に努める。
- ・県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。
- ・未利用食品を提供するための活動（フードバンク）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・フードシェアリングの活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用等の再生利用に努める。

③食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推

進も考慮する)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。

- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

④食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。

⑤外食事業者

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で、持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。

⑥農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

ウ 民間団体（消費者団体やNPOなど）

- ・自らの知見やネットワーク等を活用し、県や市町村、事業者等と連携しながら、食品ロス削減に関する取組や普及啓発に努める。

エ 県及び市町村

①県及び市町村の共通事項

- ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- ・自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- ・消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

②県

- ・本計画に基づき、関係者との連携を進め、全県的な食品ロス削減運動推進のための施策を展開する。
- ・定期的に県内の食品ロスの発生状況を把握し、取組の成果を検証し、施策の見直しを行うなど、計画の着実な推進に努める。

③市町村

- ・国の基本方針や本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施する。
- ・地域住民等の取組に対する積極的な支援に努める。

(2) 推進体制

本県主体の取組については、庁内関係課で構成する「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」により取組の進捗状況を把握、共有し、成果の検証を行うことで、さらなる取組を推進する。

また、県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等と連携・協同して取組を推進する。

第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要である。このため、県としては、それぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努める。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められている。

また、ごみ問題だけではなく、環境負荷の低減に対する关心と理解を深め、循環型の社会づくりを推進する取組に積極的に参加・協力することが必要である。

○主な具体的行動

- ・買物時には、マイバッグ（買物袋）を持参し、詰め替え商品、はかり売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・特に食品については、賞味期限に関する情報を正しく理解するとともに、適量の購入等により、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品を減らす。
- ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・外食時には、適量な注文、食べ残しの削減に努める。特に宴会などの食べきりに努める。
- ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみの削減に努める。
- ・プラスチックごみ削減に取り組んでいる店舗や事業者を利用する。
- ・修理・修繕するなど、ものを大切に長く使用する。
- ・不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づくリサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。
- ・ごみの排出時にはごみ袋をしっかり縛って封をする等、新型コロナウイルス感染症対策のためのごみの捨て方を心がける。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことをいつも認識しておく必要がある。原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫

を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、サーキュラーエコノミーや拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

○主な具体的行動

- ・原材料の選択や製造工程等の工夫により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める。
- ・廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、マニフェストの交付など排出者としての責任を履行する。
- ・委託を行うに当たっては、不適正な処理が行われるリスクが小さい、優良な廃棄物処理業者の選択に努める。
- ・自ら排出する廃棄物について、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託し、その廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・特に、食品関連事業者については、食品ロスの削減に極力努めるとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる。
- ・詰替え製品やプラスチック代替製品を開発・提供するよう努める。
- ・食品販売時のプラスチック使用を削減するため、容器、ストローの代替や量り売りなどを行うよう努める。
- ・マイバックや持参容器の使用を優遇するなど、消費者のプラスチックごみ削減の取組を支援するよう努める。
- ・拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努めるとともに、ライフサイクル全体で関係する事業者と連携して、資源投入量と廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミー型のビジネスに転換する。
- ・自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったら、極力自主的に引き取り、循環的な利用に努める。
- ・グリーン購入やオフィスからの紙ごみの削減等を推進する。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を

高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、廃棄物のさらなる減量化や資源化を進めるため、製造業者と連携し、サーキュラーエコノミー型のビジネスへの転換が求められる。

さらに、非常災害時には、県や市町村からの要請に応じて、可能な限り廃棄物の処理に協力する。

○主な具体的行動

- ・廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・排出事業者に対し、廃棄物の減量化や再資源化に関して助言や提案をするとともに、処理量等の処理状況に関する情報を積極的に公表する。
- ・リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用して、優良認定の取得に努める。
- ・排出事業者による実地調査の確認を積極的に受け入れる。
- ・設計・製造段階から廃棄物の削減やリサイクルが進むよう製造業者と連携を図る。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、また一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められる。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な中間処理、最終処分を確保しなければならない。

また、適正な循環利用や適正処分を進めるためには、他の市町村や県との連携等により広域的な取組を促進する必要があるとともに、各種リサイクル法やプラスチック資源循環法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底に努めることが必要である。

○主な具体的行動

- ・住民による自主的な3Rの取組が進むよう、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制等の導入について検討を進める。
- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え、脱炭素社会に対応する、ごみ発電や廃棄物系バイオ

マスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。

- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・グリーン購入、オフィスからの紙ごみの削減や、公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用などを率先して行う。
- ・食品循環資源の再利用等を地域の実情に応じて促進するための措置等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。
- ・食品ロス削減に係る国の方針や県の計画を踏まえ、食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的な支援に努める。
- ・災害が発生した際の迅速かつ適正な処理を行うため、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物に係る協力支援体制を構築する。

（4）県

県は、広域的な観点から県内的一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を、SDGsやサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れながら総合的に推進する必要がある。

このため、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を連携・協働を図りながら展開する（県の施策は第4章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

特にプラスチックごみ削減、食品ロス削減に向けては、関係機関と連携を進めるとともに、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」においても取組を進める。

さらに、災害廃棄物対策として市町村に対して技術的支援を行うとともに、広域的な観点から、関係機関との連携体制を整備する。

2 計画の進行管理

（1）目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、基準年度である2019年度の指標と比較し、目標の達成状況を把握する。

（2）進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やWebページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会において、廃棄物の処理状況や施策の効果分析に関する評価指標の検証などを通じて点検を行う。また、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

3 今後の展望

循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握し、その向上を図っていく必要がある。国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、「物質フロー指標」として、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標を「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」とし、数値目標を設定している。特に「循環利用率」については、「入口側の循環利用率」と「出口側の循環利用率」の両方を代表指標とし、数値目標を設定している。

今後はこうした国の施策の動向や、サーキュラーエコノミーの取組状況などを踏まえ、「資源生産性」、「入口側の循環利用率」など新たな指標を設定し、経済社会におけるものの流れ全体を把握するなど、これまでの廃棄物の減量・適正処理に加え、廃棄物の発生抑制や循環利用をあらゆる経済活動を通じて促進させる計画への拡充を検討していく。

図44 物質フロー（イメージ図）

